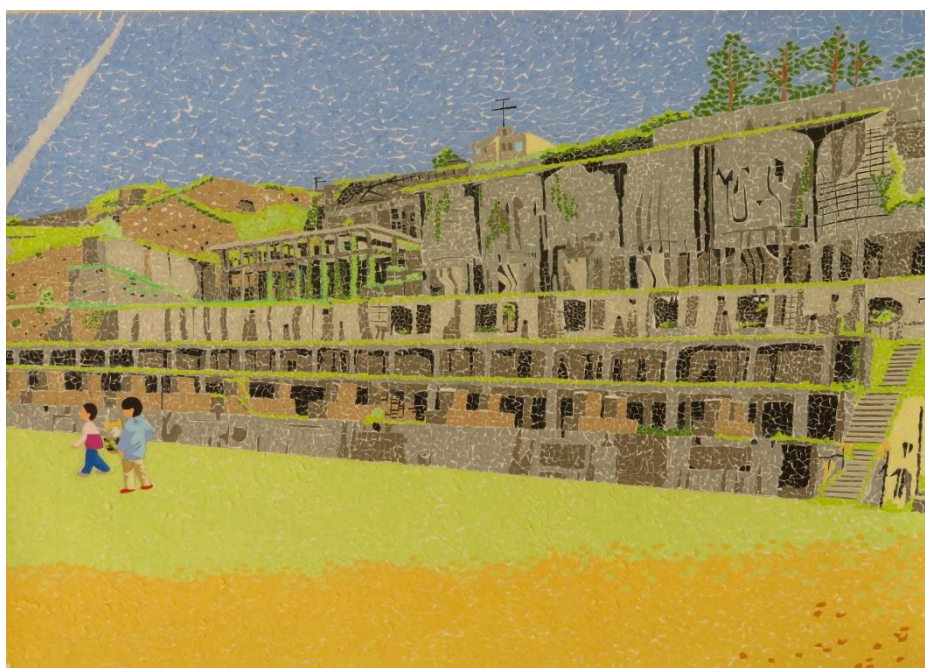




第 6 期 佐 渡 市 障 が い 福 祉 計 画
第 2 期 佐 渡 市 障 が い 児 福 祉 計 画



最優秀賞
「北沢浮遊選鉱場」

令和 3 年 3 月

佐 渡 市

佐渡市では、障がいの有無にかかわらず、市民が、地域で共に助け合い支え合いながら暮らす共生社会の実現を目指すという基本的な考えのもと、思いやりで支える安全安心な島（まち）づくりを進めてまいりました。

しかし、全世界を脅かした新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本国内にも大きな影響を与え、離島である佐渡市においても、市民の皆様のご暮らしや観光をはじめとする様々な産業に大きな影響を与えました。障がい者の生活にも大きな影響を与え、日常生活に欠かせない障がい福祉サービスの継続のための取り組みが必要です。

また、人口減少がもたらす少子高齢化は、保護者の高齢化にも繋がり、地域全体で支える共生社会の実現に向け、環境整備の対策に徹底して取り組まなければなりません。

こうした中、この計画期間が令和2年度で終了することから、新たな「第6期佐渡市障がい福祉計画」並びに「第2期佐渡市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者の生活実態やニーズの多様化を受け、当事者の能力や特性に応じた日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉人材の育成と確保対策を拡充し、必要な福祉サービスの提供体制の確保に取り組んでまいりたいと考えています。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました佐渡市地域自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケート調査及びパブリックコメント等を通じて貴重なご意見やご提言を賜りました市民の皆様から感謝申し上げますとともに、本計画の基本的理念の実現に向けた一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

令和3年3月

新潟県佐渡市長

渡辺 竜五

目 次

第 1 章	計画策定の概要	1
第 1 節	計画策定の背景	1
第 2 節	計画の位置づけ	2
第 3 節	計画期間	3
第 2 章	障がい者の現状	4
第 1 節	障がい者の現状	4
第 2 節	障がい者及び障がい児を対象とした アンケート調査による障がい者(児)の現状	9
第 3 節	障がい福祉サービス提供事業所を対象とした アンケート調査による福祉サービスの現状	20
第 3 章	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な考え方	24
第 1 節	基本的理念	24
第 4 章	第 5 期佐渡市障がい福祉計画及び 第 1 期佐渡市障がい児福祉計画の目標達成状況	26
第 1 節	数値目標	26
第 2 節	障がい福祉サービス	32
第 3 節	地域生活支援事業	38
第 5 章	第 6 期佐渡市障がい福祉計画及び 第 2 期佐渡市障がい児福祉計画の数値目標及び見込量	43
第 1 節	数値目標	43
第 2 節	障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量	51
第 3 節	地域生活支援事業に関する各サービスの見込量	59

第4節	障がい児福祉サービスに関する各サービスの見込量	70
第5節	総括表	73
第6章	障がい者・障がい児福祉サービスの提供体制の確保	78
第1節	障がい者福祉サービスの提供体制の確保	78
第2節	障がい児福祉サービスの提供体制の確保	81
第3節	計画の進行管理	83
資料編		
資料1	佐渡市地域自立支援協議会開催要綱	85
資料2	佐渡市地域自立支援協議会構成機関	88
資料3	佐渡市地域自立支援協議会参加者名簿	89
資料4	表紙・中扉イラスト募集に応募された作品紹介	90
資料5	佐渡市障がい者計画及び障がい（児）福祉計画策定の経緯	93

第 1 章



優秀賞
「朱鷺が舞う芸能の島」

第 1 章 計画策定の概要

第 1 節 計画策定の背景

佐渡市（以下、「本市」という。）では、「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心の島（まち）づくり」を基本理念として、平成 30 年 3 月に「第 3 次佐渡市障がい者計画」「第 5 期佐渡市障がい福祉計画」「第 1 期佐渡市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者（児）施策を総合的に推進してきました。

この間、障がい福祉の状況はめまぐるしく変化し、障がい者の自立及び社会参加の支援等に関する理念やその実現に向けた関連諸法の整備が進められてきました。

国は、基本計画となる「第 4 次障害者基本計画」を平成 30 年 3 月に策定し、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを明示しました。

平成 30 年 4 月に、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備などが規定されました。

このように、障がい者（児）の社会参加の促進に取り組むなかで、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大は、様々な面で障がい者（児）の生活に大きな影響を与え、徹底した感染予防を実施したうえでの各種障がい福祉サービスの継続の必要性・重要性が改めて認識されました。

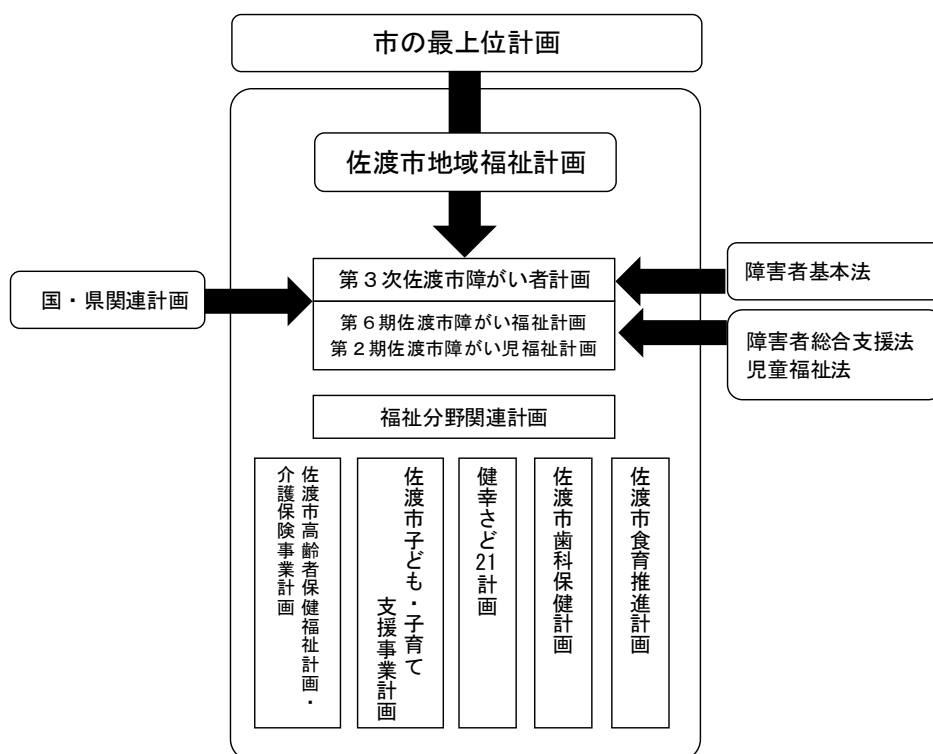
以上の背景を踏まえ、このたび、第 5 期佐渡市障がい福祉計画及び第 1 期佐渡市障がい児福祉計画の満了を迎えることから、令和 3 年度から令和 5 年度までの障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の必要な量の見込及びその確保のための方策等を定め、必要な障がい福祉サービス等の提供を図るべく「第 6 期佐渡市障がい福祉計画及び第 2 期佐渡市障がい児福祉計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

「第6期佐渡市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」、「第2期佐渡市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、いずれも国が定める基本指針に即し、「新潟県障害福祉計画」との調整も図るとともに、基本指針の趣旨を踏まえ一体のものとして策定するものです。

また、上記2計画とも本市の最上位計画を基本とし、「第3次佐渡市障がい者計画」との整合性を図り、さらに福祉分野の上位計画である「佐渡市地域福祉計画」との調和を図りながら策定するものです。

■ 本計画の位置づけ ■



第3節 計画期間

「第6期佐渡市障がい福祉計画」及び「第2期佐渡市障がい児福祉計画」は令和3年度から令和5年度の3年間です。

年 度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
佐 渡 市 障がい者計画	第3次計画					
佐 渡 市 障がい福祉計画	第5期計画			第6期計画		
佐 渡 市 障がい児福祉計画	第1期計画			第2期計画		

第2章



優秀賞
「親子と楽しむたらい舟」

第2章 障がい者の現状

第1節 障がい者の現状

1 身体障がい者（児）の現状

本市の身体障害者手帳所持者は、平成31年4月1日現在で2,852人となっています。総人口が減少傾向にある中で、身体障がい者数も減少傾向にあります。年齢別にみると65歳以上の方が2,359人で全体の82.7%を占めています。

障がい別にみると、「肢体不自由」が1,669人で最も多く、全体の58.5%を占めています。等級別では「4級」が最も多く938人となっています。

図表2-1 身体障がい者数の推移

(単位：人)

年 度	市			県	
	人 口	障がい者数	構成比	障がい者数	構成比
平成27年度	59,060	3,337	5.7%	96,088	4.1%
平成28年度	57,976	3,367	5.8%	94,910	4.1%
平成29年度	56,852	3,135	5.5%	93,782	4.1%
平成30年度	55,859	2,994	5.4%	92,020	4.1%
令和元年度	54,656	2,852	5.2%	91,202	4.1%

※各年度4月1日現在

図表2-2 身体障害者手帳交付状況（等級別）

(単位：人)

等 級	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障がい	手帳所持者 総数
1 級	33	0	0	112	435	580
2 級	74	54	0	316	0	444
3 級	16	54	16	222	96	404
4 級	10	51	15	737	125	938
5 級	17	0	0	189	0	206
6 級	10	177	0	93	0	280
合 計	160	336	31	1,669	656	2,852
構成比	5.6%	11.8%	1.1%	58.5%	23.0%	100.0%

※平成31年4月1日現在

図表 2-3 身体障害者手帳交付状況（年齢別）

（単位：人）

年齢区分	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障がい	手帳所持者 総数	構成比
0-17	3	5	0	11	3	22	0.8%
18-64	31	34	17	272	117	471	16.5%
65-	126	297	14	1,386	536	2,359	82.7%
合計	160	336	31	1,669	656	2,852	100.0%
構成比	5.6%	11.8%	1.1%	58.5%	23.0%	100.0%	

※平成31年4月1日現在

2 知的障がい者（児）の現状

本市の療育手帳所持者は、平成31年4月1日現在で594人となっています。総人口が減少傾向にある一方で、療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

判定別にみると、「A（重度）」が174人、「B（中度、軽度）」が420人となっています。

年代別では「18歳未満」が50人、「18歳以上」が544人となっています。

図表 2-4 療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

年 度	市					県	
	人 口	障がい者数			構成比	障がい者数	構成比
		A	B	計			
平成27年度	59,060	180	382	562	1.0%	17,536	0.8%
平成28年度	57,976	178	391	569	1.0%	18,150	0.8%
平成29年度	56,852	180	399	579	1.0%	18,136	0.8%
平成30年度	55,859	175	408	583	1.0%	18,537	0.8%
令和元年度	54,656	174	420	594	1.1%	19,037	0.8%

※各年度4月1日現在

図表 2-5 療育手帳所持者数の推移（年代別）

（単位：人）

年 度	18歳未満	18歳以上	計
平成27年度	55	507	562
平成28年度	51	518	569
平成29年度	53	526	579
平成30年度	52	531	583
令和元年度	50	544	594

※各年度4月1日現在

3 精神障害者保健福祉手帳所持者の現状

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 31 年 4 月 1 日現在で 549 人となっています。総人口が減少傾向にある一方で、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

等級別にみると、「1 級」が 40 人、「2 級」が 482 人、「3 級」が 27 人となっています。

精神障がい者については、手帳を取得していない人も多く、自立支援医療（精神通院診療）の受給者は、平成 31 年 4 月 1 日現在で 865 人となっており、こちらも増加傾向にあります。

図表 2-6 精神障害保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

年 度	市						県	
	人 口	1 級	2 級	3 級	計	構成比	障がい者数	構成比
平成27年度	59,060	37	432	36	505	0.9%	15,258	0.7%
平成28年度	57,976	40	450	39	529	0.9%	15,949	0.7%
平成29年度	56,852	41	465	34	540	0.9%	17,123	0.7%
平成30年度	55,859	42	470	26	538	1.0%	17,926	0.8%
令和元年度	54,656	40	482	27	549	1.0%	18,934	0.8%

※市のデータは各年度 4 月 1 日現在、県のデータは各年度 3 月 31 日現在

図表 2-7 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

(単位：人)

年 度	市			県	
	人 口	受給者	構成比	障がい者数	構成比
平成27年度	59,060	811	1.4%	29,303	1.3%
平成28年度	57,976	822	1.4%	30,359	1.3%
平成29年度	56,852	840	1.5%	31,969	1.4%
平成30年度	55,859	837	1.5%	32,025	1.4%
令和元年度	54,656	865	1.6%	34,662	1.5%

※市のデータは各年度 4 月 1 日現在、県のデータは各年度 3 月 31 日現在

4 障害支援区分別認定者

障がい福祉サービス受給の基準となる障害者支援区分における本市の認定者は、令和2年4月1日現在で353人となっています。総人口が減少傾向にある一方で、障害支援区分別認定者数は増加傾向にあります。

区別にみると、「区分2」が100人で最も多く、次いで「区分6」が93人となっています。

図表 2-8 障害支援区分別認定者数の推移

(単位：人)

年 度	認定者数
平成27年度	314
平成28年度	315
平成29年度	305
平成30年度	338
令和元年度	344
令和2年度	353

※各年度4月1日現在

図表 2-9 障害支援区分別認定者数

(単位：人)

区 分	認定者数
区分1	16
区分2	100
区分3	47
区分4	41
区分5	56
区分6	93
合 計	353

※令和2年4月1日現在

5 難病患者の状況

把握可能な難病患者数として、特定医療費（指定難病等）受給者証の所持者数があります。その推移は次のとおりです。

図表 2-10 特定医療費（特定疾病・指定難病・小児慢性）
受給者証所持者数の推移

（単位：人）

年 度	特定疾病	指定難病	小児慢性	合 計
平成27年度	5	511	38	554
平成28年度	4	534	35	573
平成29年度	4	482	35	521
平成30年度	4	457	28	489

※各年度3月31日現在

第2節 障がい者及び障がい児を対象とした アンケート調査による障がい者(児)の現状

1 調査の目的

本調査は、「第6期佐渡市障がい福祉計画」及び「第2期佐渡市障がい児福祉計画」を策定するにあたり、市内における障がい者の生活状況や障がい福祉サービスの利用希望などを把握し、令和3年度から令和5年度までの本市における障がい福祉サービス等の必要量の見込みを示すとともに、障がい福祉サービス及び相談支援体制、地域生活支援事業等の実施に関し必要な事項を定めるうえで基礎資料にすることを目的としています。

2 調査対象等

本調査は、本市で福祉サービスを利用している障がい者、18歳未満で身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者ならびに障害児福祉手当、特別児童扶養手当の受給者を対象として実施しました。調査方法及び調査期間は次のとおりです。

図表 2-11 調査方法及び調査期間

調査方法	郵便調査法（往信・返信とも）、無記名式
調査期間	令和2年6月30日～令和2年8月14日

3 調査票の配布・回収状況

調査票の配布・回収状況は次のとおりです。

図表 2-12 調査票の配布・回収状況

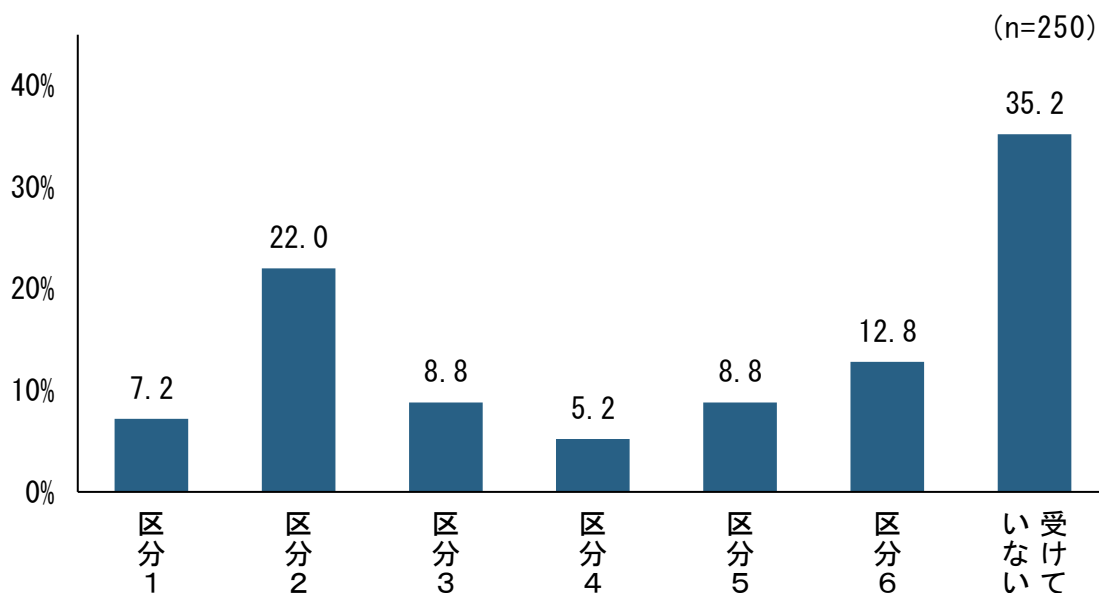
調査区分	配布数	有効回収数	回収率(%)
障がい者を対象としたアンケート調査	528	320	60.6%
障がい児を対象としたアンケート調査	121	82	67.8%

4 障がい者を対象とした調査結果の概要

(1) 障がい支援区分の認定状況

障がい支援区分の認定状況を見ると、「受けていない」とする割合が35.2%で最も高くなっています。

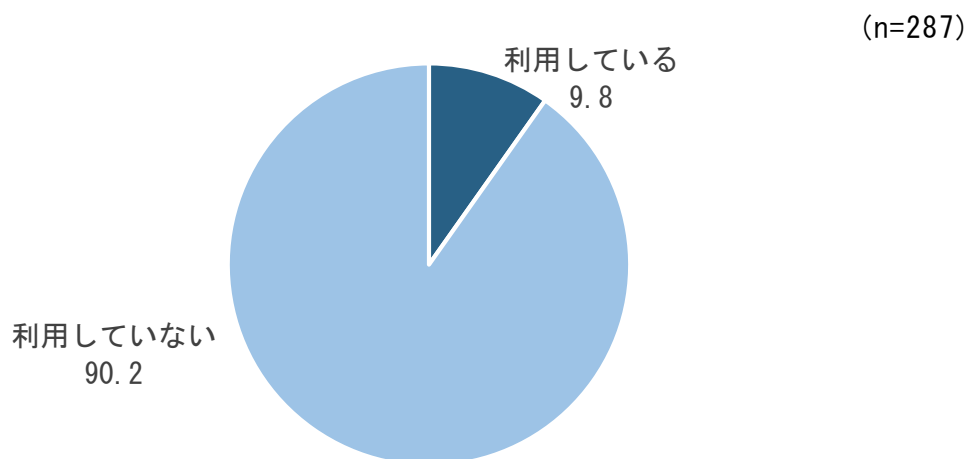
図表 2-13 障がい支援区分の認定状況



(2) 介護保険によるサービスの利用状況

介護保険によるサービスを「利用している」人は約1割に留まっています。

図表 2-14 介護保険によるサービスの利用状況

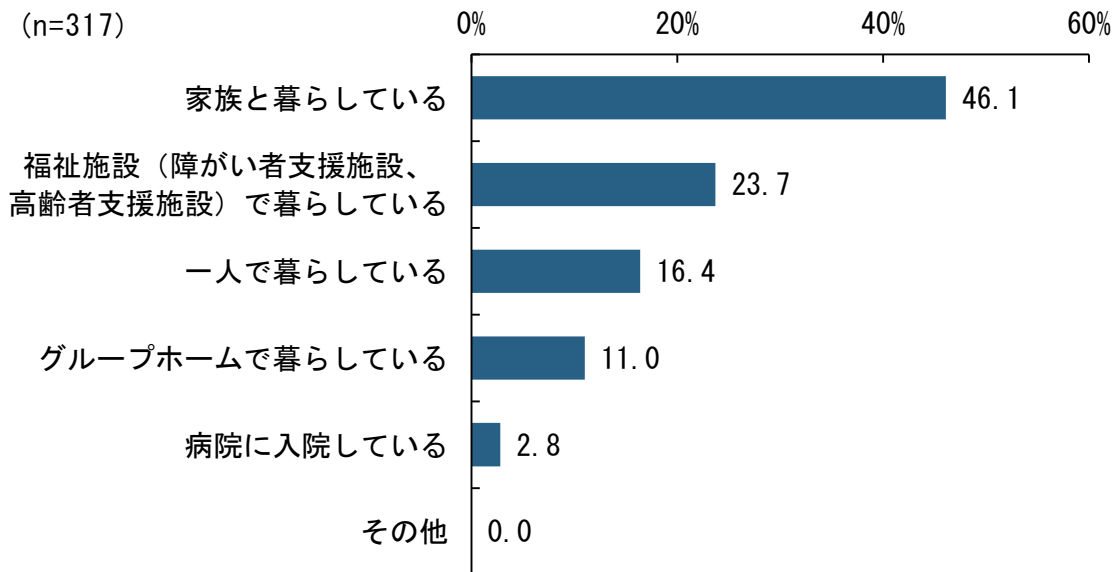


(3) 現在の暮らしぶりとは今後3年以内の暮らしぶり

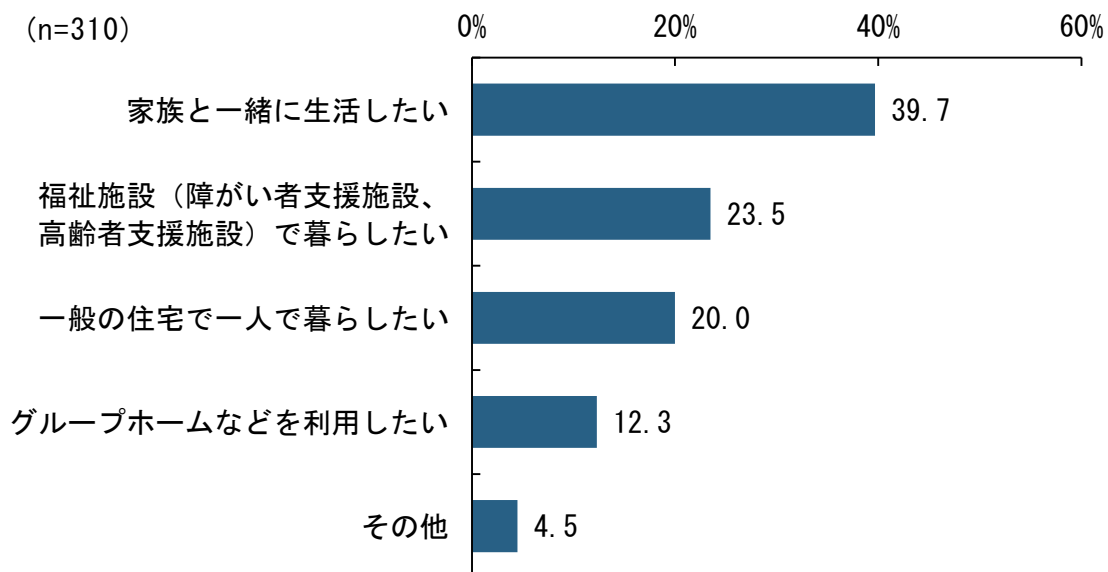
現在どのように暮らしているかを尋ねたところ、「家族と暮らしている」(46.1%)の割合が最も高くなっています。

また、今後3年以内にどのような暮らしをしたいかを尋ねたところ、「家族と一緒に生活したい」(39.7%)の割合が最も高くなっています。

図表 2-15 現在の暮らしぶり



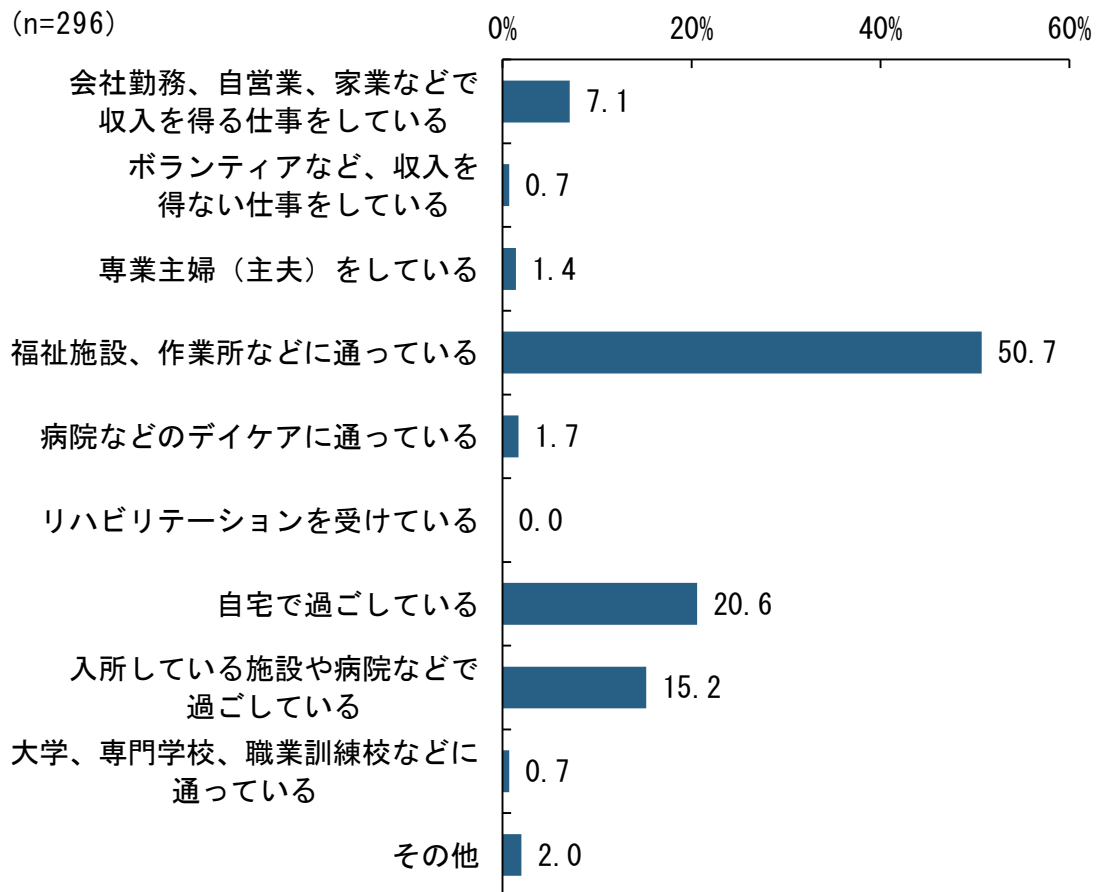
図表 2-16 今後3年以内に希望する暮らしぶり



(4) 平日の日中の過ごし方と就労意向

平日の日中を主にどのように過ごしているかを尋ねたところ、「福祉施設、作業所などに通っている」(50.7%)とする割合が最も高く、次いで「自宅で過ごしている」(20.6%)、「入所している施設や病院などで過ごしている」(15.2%)が続いています。

図表 2-17 平日の日中の過ごし方

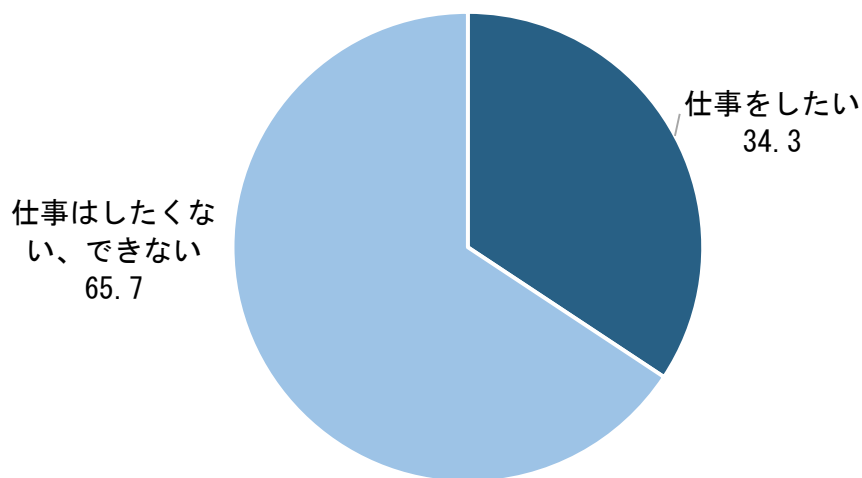


前記の設問で「会社勤務、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」と回答した人以外の人に、今後収入を得る仕事をしたいかを尋ねたところ、「仕事をしたくない、できない」(65.7%)とする割合が6割台半ばとなっています。

また、「仕事をしたい」と回答した人に職業訓練を受けたいかを尋ねたところ、「すでに職業訓練を受けている」(23.2%)とする割合が2割強、「職業訓練を受けたい」(43.9%)が4割強となっています。

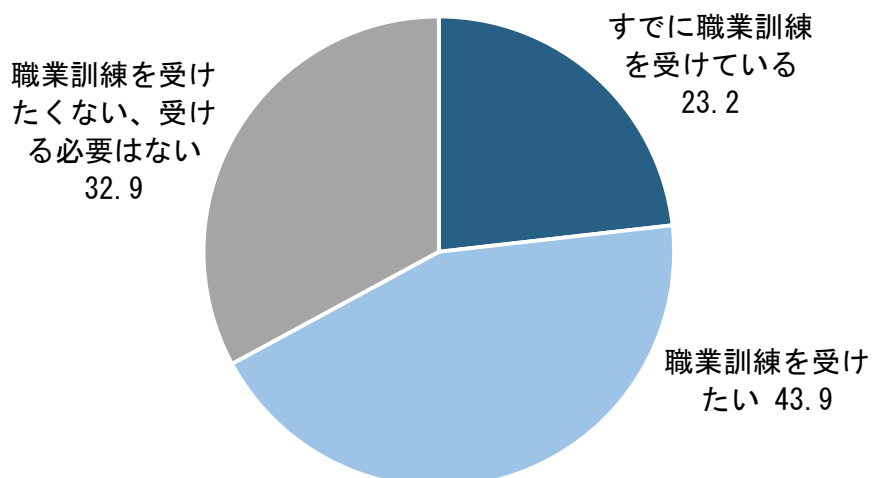
図表 2-18 今後の就労意向

(n=248)



図表 2-19 職業訓練の受講意向

(n=82)



(5) 障がい福祉サービスの利用状況と今後の利用予定

「地域移行支援」、「就労移行支援」、「地域定着支援」、「共同生活援助」で利用予定の割合が高くなっています。

図表 2-20 障がい福祉サービスの利用状況と今後の利用予定

サービス名	利用状況 (%)		今後の利用予定 (%)		増減 B-A
	利用している (A)	利用していない	利用予定がある (B)	利用予定がない	
居宅介護	21.5	78.5	21.6	78.4	0.1
重度訪問介護	3.5	96.5	3.5	96.5	0.0
同行援護	4.0	96.0	4.5	95.5	0.5
行動援護	3.2	96.8	4.0	96.0	0.8
重度障害者等包括支援	2.3	97.7	3.5	96.5	1.2
施設入所支援	21.9	78.1	19.5	80.5	△ 2.4
短期入所	7.0	93.0	11.5	88.5	4.5
療養介護	2.3	97.7	3.6	96.4	1.3
生活介護	17.0	83.0	18.2	81.8	1.2
自立生活援助	4.8	95.2	8.7	91.3	3.9
共同生活援助	15.7	84.3	21.2	78.8	5.5
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	7.4	92.6	12.5	87.5	5.1
就労移行支援	5.3	94.7	11.0	89.0	5.7
就労継続支援 (A型、B型)	41.1	58.9	42.7	57.3	1.6
就労定着支援	2.2	97.8	6.5	93.5	4.3
補装具の交付・修理	13.3	86.7	15.7	84.3	2.4
計画相談支援	57.9	42.1	55.0	45.0	△ 2.9
地域移行支援	5.8	94.2	12.4	87.6	6.6
地域定着支援	7.6	92.4	13.3	86.7	5.7

(6) 地域生活支援事業等の利用状況と今後の利用予定

「地域活動支援」、「生活サポート事業」で利用予定の割合が高くなっています。

図表 2-21 地域生活支援事業等の利用状況と今後の利用予定

サービス名	利用状況 (%)		今後の利用予定 (%)		増減 B-A
	利用している (A)	利用していない	利用予定がある (B)	利用予定がない	
地域活動支援	3.6	96.4	7.7	92.3	4.1
生活サポート事業	7.6	92.4	12.2	87.8	4.6
日常生活用具の給付	5.9	94.1	9.6	90.4	3.7
コミュニケーション支援	1.3	98.7	3.5	96.5	2.2
移動支援	5.2	94.8	8.0	92.0	2.8
日中一時支援	4.8	95.2	7.5	92.5	2.7
訪問入浴	1.7	98.3	4.0	96.0	2.3
自動車運転免許取得助成	0.9	99.1	2.7	97.3	1.8
自動車改造費の助成	1.4	98.6	2.7	97.3	1.3
心身障がい者福祉タクシー	17.3	82.7	19.6	80.4	2.3
精神障がい者医療費助成	37.6	62.4	36.0	64.0	△ 1.6
障がい者通所交通費助成	37.0	63.0	39.5	60.5	2.5
障がい者通院交通費	5.1	94.9	7.0	93.0	1.9

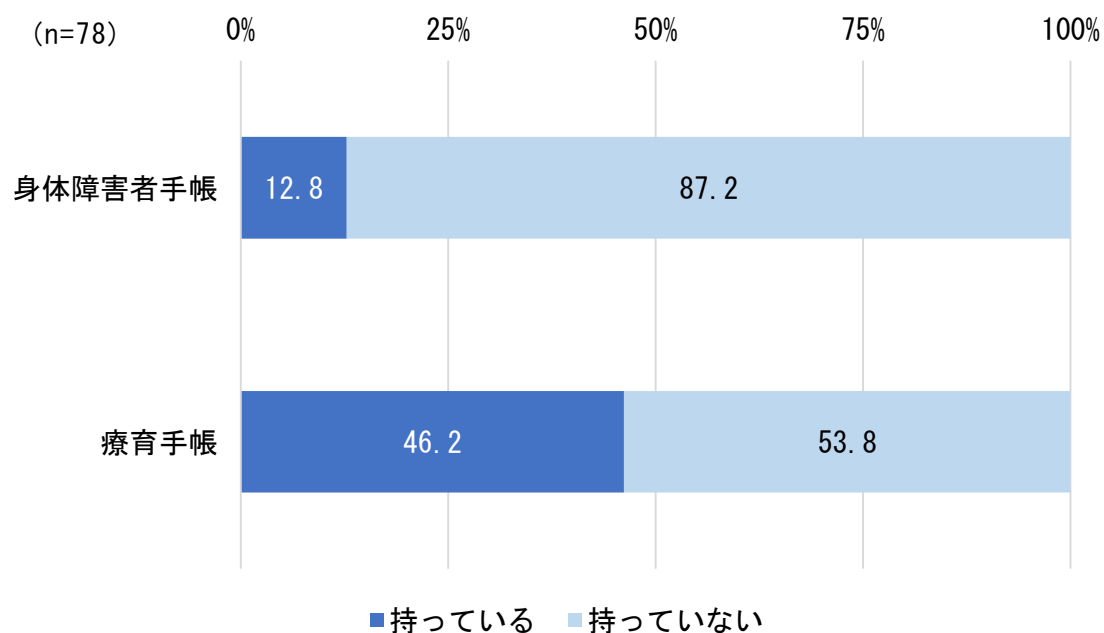
5 障がい児を対象とした調査結果の概要

(1) 身体障害者手帳と療育手帳の所有状況

身体障害者手帳の所有状況を尋ねたところ、「持っている」の割合が1割強、「持っていない」が9割弱となっています。「持っている人」では「1級」(5.1%)、「2級」「3級」(各2.6%)などの順となっています。

また、療育手帳の所有状況を尋ねたところ、「持っている」の割合が4割台半ば、「持っていない」が5割強となっています。「持っている人」では、障がいの程度が重度の「A」と障がいの程度がA以外の「B」が各23.1%となっています。

図表 2-22 身体障害者手帳の所有状況

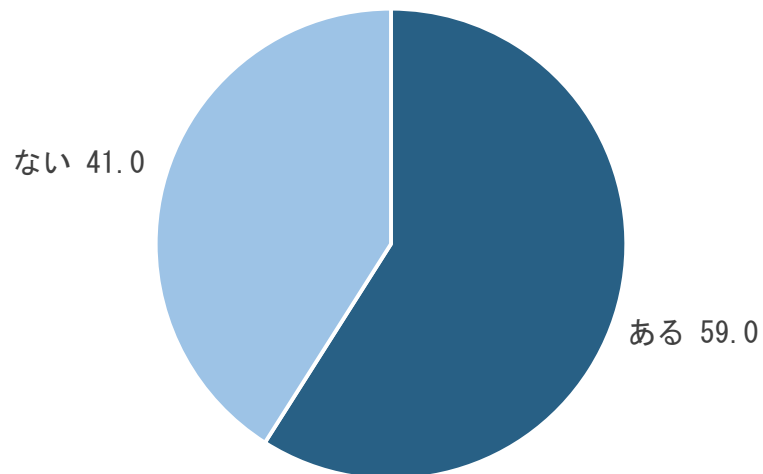


(2) 発達障がいの診断経験

発達障がいの診断経験の有無を尋ねたところ、「ある」(59.0%)とする割合が約6割となっています。

図表 2-23 発達障がいの診断経験

(n=78)

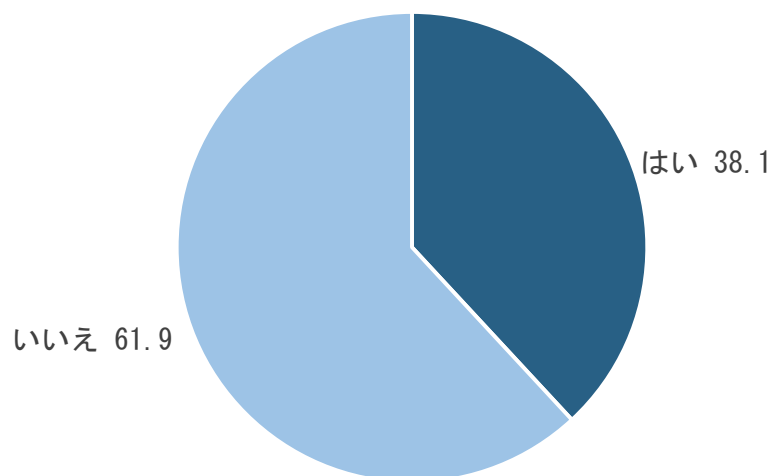


(3) 進学段階の就学先を選ぶにあたっての悩み

進学段階の就学先を選ぶにあたって、悩んでいることがあるかを尋ねたところ、「はい(ある)」とする割合が約4割、「いいえ(ない)」とする割合が約6割となっています。

図表 2-24 進学段階の就学先を選ぶにあたっての悩み

(n=63)



(4) 障がい児福祉サービスの利用状況と今後の利用予定

「放課後等デイサービス」、「短期入所」、「地域活動支援」で利用予定の割合が高くなっています。

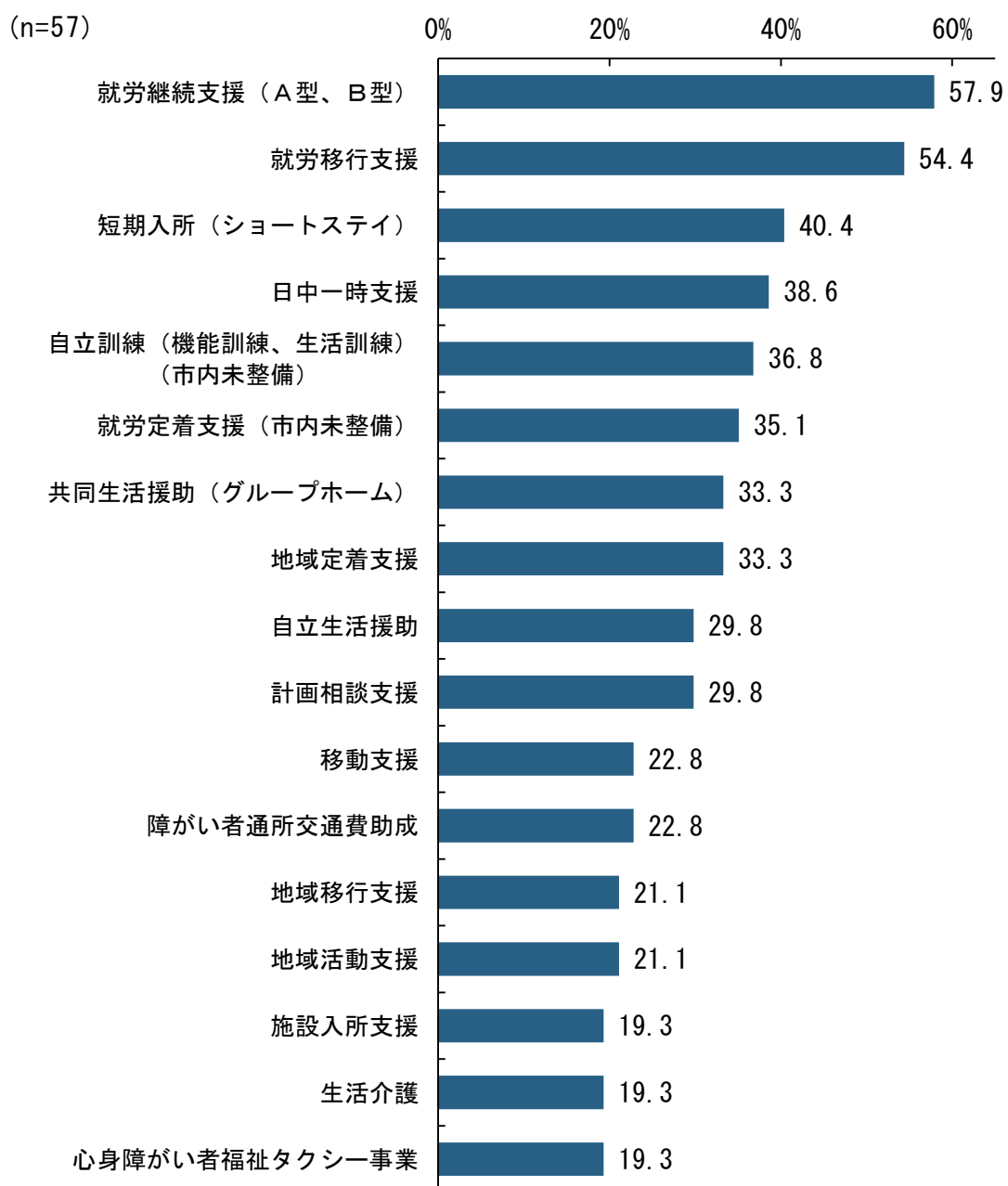
図表 2-25 障がい児福祉サービスの利用状況と今後の利用予定

サービス名	利用状況 (%)		今後の利用予定 (%)		増減 B-A
	利用している (A)	利用していない	利用予定がある (B)	利用予定がない	
居宅介護	0.0	100.0	3.0	97.0	3.0
居宅訪問型児童発達支援	0.0	100.0	1.5	98.5	1.5
保育所等訪問支援	9.7	90.3	9.7	90.3	0.0
短期入所	9.6	90.4	18.0	82.0	8.4
児童発達支援	34.2	65.8	33.8	66.2	△ 0.4
医療型児童発達支援	1.4	98.6	7.5	92.5	6.1
放課後等デイサービス	18.9	81.1	33.3	66.7	14.4
相談支援	49.3	50.7	55.6	44.4	6.3
福祉型児童入所施設	6.8	93.2	9.1	90.9	2.3
医療型児童入所施設	0.0	100.0	2.9	97.1	2.9
補装具の交付・修理	6.8	93.2	7.4	92.6	0.6
地域活動支援	0.0	100.0	10.3	89.7	10.3
コミュニケーション支援	0.0	100.0	1.4	98.6	1.4
日常生活用具の給付	4.1	95.9	2.9	97.1	△ 1.2
移動支援	0.0	100.0	8.9	91.1	8.9
日中一時支援	23.3	76.7	30.0	70.0	6.7
訪問入浴	0.0	100.0	1.4	98.6	1.4
自動車改造費の助成	0.0	100.0	3.0	97.0	3.0
心身障がい者福祉タクシー	9.9	90.1	10.6	89.4	0.7
精神障がい者医療費助成	2.7	97.3	8.7	91.3	6.0
障がい者通院交通費	5.6	94.4	7.2	92.8	1.6

(5) 18歳以上になった場合に利用したい福祉サービス

18歳以上になった際に利用したいサービスを尋ねたところ（複数回答）、「就労継続支援（A型、B型）」（57.9%）と「就労移行支援」（54.4%）の割合が高くなっています。次いで「短期入所（ショートステイ）」（40.4%）、「日中一時支援」（38.6%）、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」（36.8%）、「就労定着支援」（35.1%）が続いています。

図表 2-26 18歳以上になった場合に利用したい福祉サービス
（複数回答・上位17項目）



第3節 障がい福祉サービス提供事業所を対象とした アンケート調査による福祉サービスの現状

1 調査の目的

本調査は、「第6期佐渡市障がい福祉計画」及び「第2期佐渡市障がい児福祉計画」を策定するにあたり、市内における福祉サービスの提供状況などを把握し、令和3年度から令和5年度までの本市における障がい福祉サービス等の必要量の見込みを示す際の参考にすることを目的としています。

2 調査対象等

本調査は、本市で福祉サービスを提供している障がい福祉サービス提供事業所を対象として実施しました。調査方法及び調査期間は次のとおりです。

図表 2-27 調査方法及び調査期間

調査方法	郵便調査法（往信・返信とも）、記名式
調査期間	令和2年7月20日～令和2年8月19日

3 調査票の配布・回収状況

調査票の配布・回収状況は次のとおりです。

図表 2-28 調査票の配布・回収状況

調査区分	配布数	有効回収数	回収率 (%)
障がい福祉サービス提供事業所者を対象としたアンケート調査	27	27	100.0%

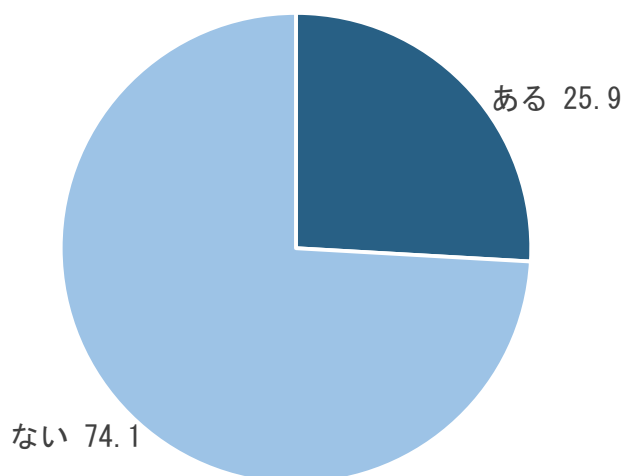
4 障がい福祉サービス提供事業所を対象とした調査結果の概要

(1) 利用者からの依頼に対応できなかった経験の有無

利用者からの依頼に対して、受け入れ（事業提供）できなかったことがあるかを尋ねたところ、「ある」との割合が2割台半ばとなっています。

図表 2-29 利用者からの依頼に対応できなかった経験の有無

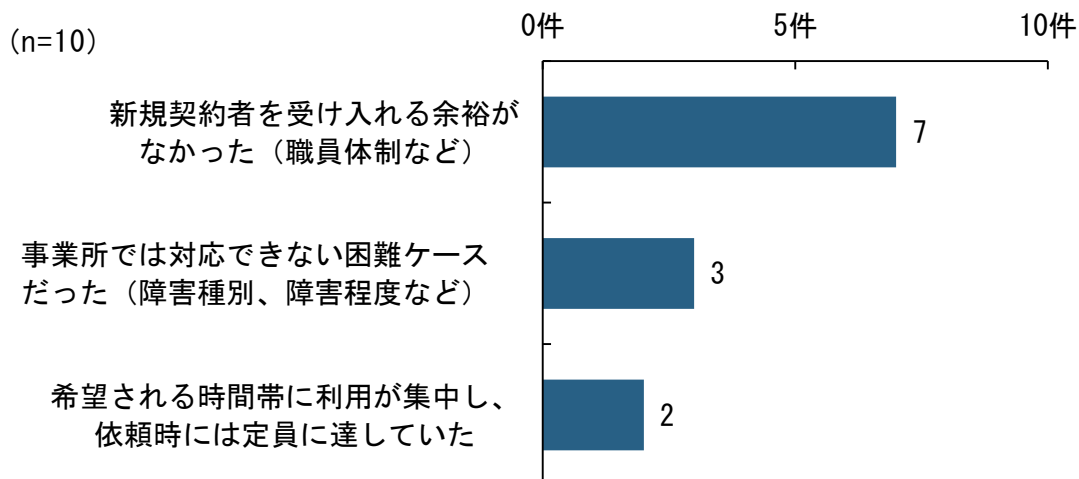
(n=27)



(2) 受け入れできなかった理由

受け入れできなかった理由を尋ねたところ（複数回答）、「新規契約者を受け入れる余裕がなかった（職員体制など）」の件数が最も多くなっています。

図表 2-30 受け入れできなかった理由（複数回答）

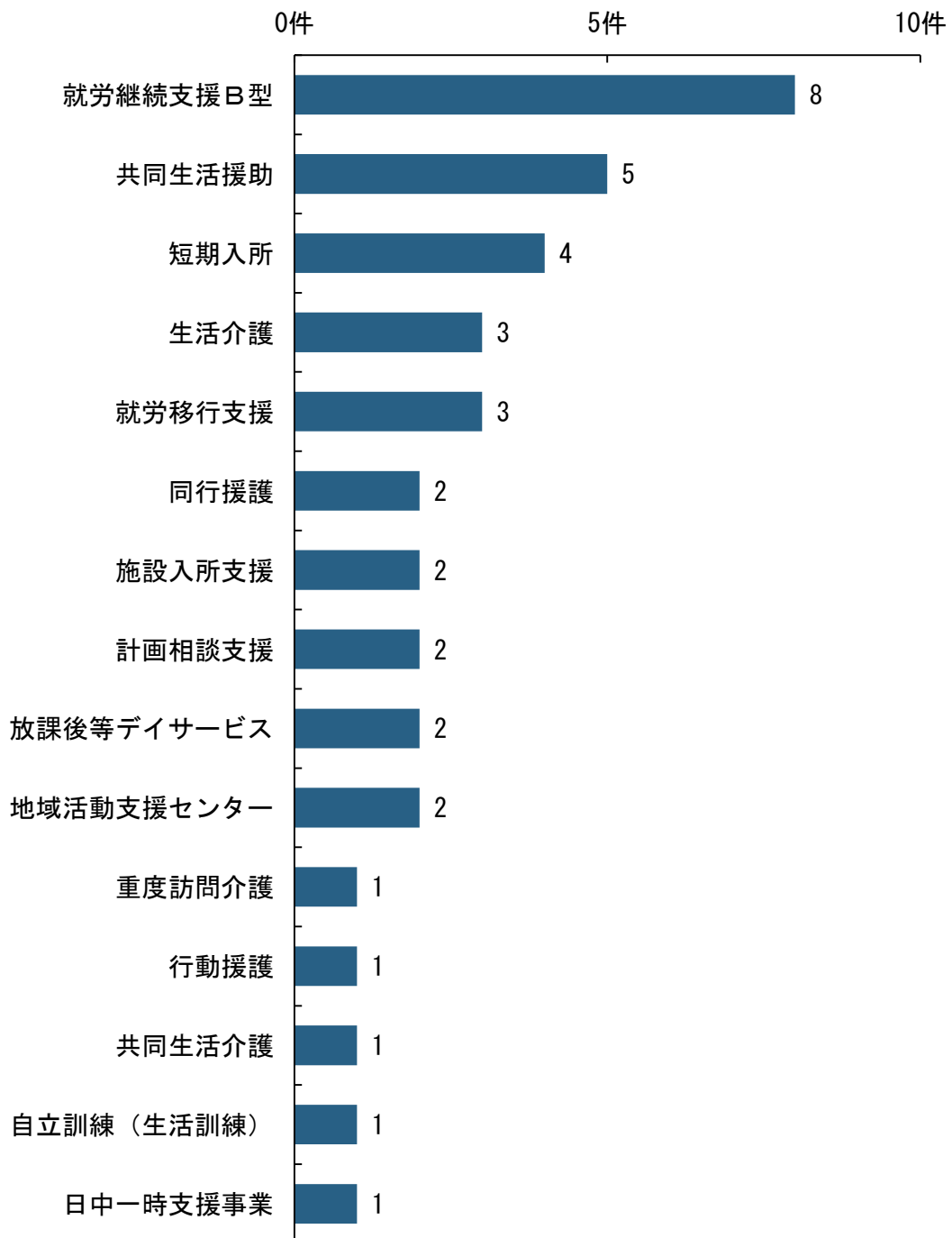


(3) 不足していると感じる事業

利用者から望む声が多いが、不足していると感じる事業を尋ねたところ（複数回答）、「就労継続支援B型」の件数が最も多く、次いで、「共同生活援助」が続いています。

図表 2-31 不足していると感じる事業（複数回答）

(n=16)

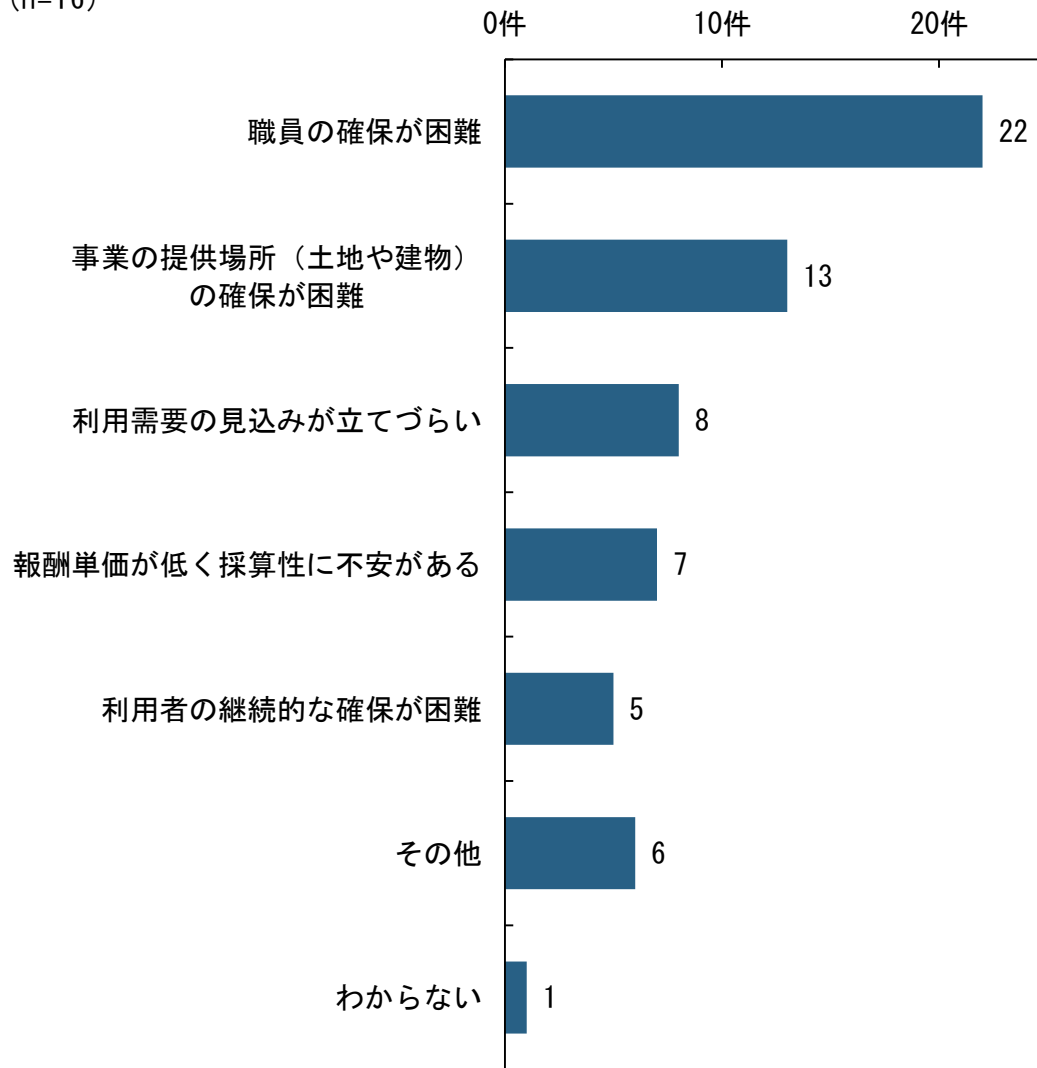


(4) 定員増員や新規参入が進まない理由

前頁(3)の設問で回答した事業について、定員増員や新規参入が進まない理由を尋ねたところ(複数回答)、「職員の確保が困難」の件数が最も多く、次いで「事業の提供場所(土地や建物)の確保が困難」が続いています。

図表 2-32 定員増員や新規参入が進まない理由(複数回答)

(n=16)



第3章



優秀賞
「ともだち」

第3章 障がい福祉計画及び 障がい児福祉計画の基本的な考え方

第1節 基本的理念

第6期佐渡市障がい福祉計画及び第2期佐渡市障がい児福祉計画の基本的な理念は、国から示された基本指針に従って、離島である本市の障がい福祉の実情と保健、医療、教育等の施策の状況を踏まえ、前期計画からの継続性も考慮したうえで、次のとおり定めます。

1. 障がい者および障がい児の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの種類や程度にかかわらず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする福祉サービスやその他の支援を受けながら、就労や社会活動、文化活動等に積極的に参加できるよう、福祉サービス等の提供体制を強化し、障がい者が尊厳を持って、自立した生活を送れるよう支援します。

2. 障がい者福祉サービスの一元的な提供

身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、発達障がい及び高次脳機能障がい、さらに難病患者に対しても、市内の身近な施設において、障がい種別によらない一元的な相談や福祉サービスが受けられるよう、通所のほか訪問によるサービスの充実を図ります。

3. 地域生活への移行・継続の支援及び一般就労への移行・定着の推進

障がい者の生活の場を、施設から地域へとさらに移行を促進していくために、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題を抽出し、地域の社会資源を最大限活用し、障がい者一人ひとりの実情に合わせた、きめの細かい支援体制を整備します。

4. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。そのため住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき包括的、かつ、総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進していきます。

5. 障がい児の健やかな育成のための支援

障がいや発達障がいを持つ幼児や児童を早期に発見し、福祉サービス分野だけでなく、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関等との連携を強化し、障がい児等が社会との接点を多く持ちながら孤立をさげ、健やかな育成を図っていくための支援を強化します。

6. 障がい福祉人材の確保

全国的に深刻な福祉人材不足のなかで、離島である本市の人材確保は厳しい状況にあります。将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保に努めます。

また、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係団体と協力して取り組みます。

7. 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の多様なニーズを踏まえて、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

第4章



優秀賞
「ブリザード」

第4章 第5期佐渡市障がい福祉計画及び 第1期佐渡市障がい児福祉計画の目標達成状況

第1節 数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行について、令和元年度末時点で地域生活へ移行する障がい者はいませんでした。また、令和元年度末の入所者数は119人、削減見込み数は▲2人となり、目標値（入所者数：117人、削減見込み数：0人）をわずかに下回りました。

■ 国の基本指針 ■

- ◎令和2年度末において、地域生活に移行する者の数値目標を設定。
- ◎令和2年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ◎令和2年度末において、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 4-1 施設入所者の地域生活への移行目標と実績

項目	数値		備考
	目標	実績	
平成28年度末時点の入所者数 (A)	117 人	—	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	117 人	119 人	令和2年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み (C = A - B)	0 人	▲ 2 人	差引減少見込み数
削減率 (イ = C / A × 100)	0.0 %	▲ 1.7 %	
【目標値】地域生活移行者数 (D)	3 人	0 人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
地域移行率 (ア = D / A × 100)	2.5 %	0.0 %	

※実績は令和元年度末の値

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて、地域自立支援協議会の精神障がい部会を中心に関係機関と連携して協議しました。

■国の基本指針■

◎令和2年度末までに各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表 4-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築と実績

項目	整備の有無	
	目標	実績
令和2年度末時点での協議の場	有	有

※実績は令和元年度末の値

3 地域生活支援拠点等の整備

佐渡市障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業所及び短期入所サービス事業所の機能連携に基づく「面的整備型」で実施し、基幹相談支援センターで短期入所の空き状況を取りまとめ、障がい児者の緊急時における地域生活支援（緊急短期受け入れなど）に関係機関などへの情報提供など活用しながら、運営するうえでの課題を共有しました。

■国の基本指針■

◎令和2年度末までに各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表 4-3 地域生活支援拠点等の整備と実績

項目	整備の有無	
	目標	実績
令和2年度末時点での地域生活支援拠点等	有	有

※実績は令和元年度末の値

4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行

令和2年度の一般就労移行者の目標(利用者数:8人、移行率:1.6倍)に対して、令和元年度末の実績は11人・2.2倍となり、目標値を上回っています。

■国の基本指針■

◎福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。目標の設定にあたっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 4-4 福祉施設から一般就労への移行目標と実績

項目	数 値		備 考
	目 標	実 績	
平成28年度の一般就労移行者数 (A)	5 人	—	平成28年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の 一般就労移行者数 (B) 移行率 (B/A)	8 人 1.6 倍	11 人 2.2 倍	令和2年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数

※実績は令和元年度末の値

(2) 就労移行支援事業の利用者数

令和2年度の就労移行支援事業利用者の目標（利用者数：53人、移行率：123.2%）に対して、令和元年度の実績は18人・41.9%となり、目標値を下回っています。

■ 国の基本指針 ■

◎令和2年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成28年度末の利用者数の2割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 4-5 就労移行支援事業の利用者数の目標と実績

項目	数 値		備 考
	目 標	実 績	
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	43 人	—	平成28年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業利用者数 (B)	53 人	18 人	令和2年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
移行率 (B/A)	123.3 %	41.9 %	

※実績は令和元年度末の値

(3) 就労移行率の3割以上の事業所の割合

令和元年度末時点での就労移行支援事業所数は3箇所となりましたが、就労移行率を3割以上とする事業所はありませんでした。

■ 国の基本指針 ■

◎令和2年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 4-6 就労移行率の3割以上の事業所の割合の目標と実績

項目	数 値		備 考
	目 標	実 績	
令和2年度末の就労移行支援事業所の数 (A)	3 箇所	3 箇所	令和2年度末における就労移行支援事業所の数
令和2年度末の就労移行率3割以上の事業所の数 (B)	1 箇所	0 箇所	令和2年度末において就労移行率3割以上の事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行率3割以上の事業所の割合 (B/A)	33.3 %	0.0 %	令和2年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所の割合

※実績は令和元年度末の値

(4) 就労定着支援利用による職場定着率

平成30年度、令和元年度とも就労定着支援の利用者はなく、結果として就労定着支援利用による職場定着率についても、目標を下回りました。

■ 国の基本指針 ■

◎各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。
 ※「1年後」：支給決定から1年超となる日。

図表 4-7 就労定着支援利用による職場定着率の目標と実績

項目	数 値		備 考
	目 標	実 績	
平成30年度の新規利用者数 (A)	3 人	0 人	平成30年度中において就労定着支援事業を新規に利用する(見込まれる)者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数 (B) 目標値 = (B/A)	2 人 66.6 %	0 人 -	令和元年度末までに、事業を利用して1年以上にわたり、一般就労している(見込まれる)者の数
令和元年度の新規利用者数 (A)	3 人	0 人	令和元年度中において就労定着支援事業を新規に利用する(見込まれる)者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数 (B) 目標値 = (B/A)	2 人 66.6 %	0 人 -	令和2年度末までに、事業を利用して1年以上にわたり、一般就労している(見込まれる)者の数

※実績は令和元年度末の値

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児支援の提供体制

児童発達支援センター、保育所等訪問支援及び主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する事業所はありませんでした。

■国の基本指針■

- ◎令和2年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
 - ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
 - ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

図表 4-8 障がい児支援の提供体制の目標と実績

項目	数 値		備 考
	目 標	実 績	
児童発達支援センターの設置	0 箇所	0 箇所	各市町村において少なくとも1か所以上設置する
保育所等訪問支援の提供体制	0 箇所	0 箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	0 箇所	0 箇所	各市町村において少なくとも1か所以上確保する

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

地域自立支援協議会の療育支援部会を中心に、関係機関が連携して協議をしました。

■国の基本指針■

- ◎平成30年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表 4-9 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置と実績

項目	整備の有無	
	目 標	実 績
平成30年度末時点での協議の場	有	有

第2節 障がい福祉サービス

1 障がい福祉サービス評価の概観

サービス全体をみると、達成度は日中活動系のサービスで高くなっているほか、居住系のサービスが中心となっており施設を活用したサービスが利用されています。一方で、地域移行を支援する訪問系のサービスは、やや低調です。重度障がい者に対するサービスは、利用者がいないためゼロとなっています。

障がい児に対するサービスの実施については、障がい児相談支援事業の利用が高く、高いニーズが見られます。

図表 4-10 人数ベースで見る障がい福祉サービスの達成度
(令和元年度)

項目	評価				サービス名	達成度
	A 100%超	B 75~100%	C 40~74%	D 40%未満		
訪問系	0	2	1	1	①居宅介護（ホームヘルプ）	85.8%
					②重度訪問介護	50.0%
					③行動援護	0.0%
					④重度障害者等包括支援	-
					⑤同行援護	80.0%
日中活動系	1	3	3	3	⑥生活介護	91.2%
					⑦自立訓練（機能訓練）	50.0%
					⑧自立訓練（生活訓練・日中）	50.0%
					⑨自立訓練（生活訓練・夜間）	0.0%
					⑩就労移行支援	37.5%
					⑪就労継続支援（A型）	皆増
					⑫就労継続支援（B型）	96.9%
					⑬就労定着支援	0.0%
					⑭療養介護	75.0%
⑮短期入所	60.9%					
居住系	2	0	0	0	⑯共同生活援助（グループホーム）	104.9%
					⑰施設入所支援	101.7%
相談支援	1	0	0	2	⑱計画相談支援	142.9%
					⑲地域移行支援	0.0%
					⑳地域定着支援	0.0%
障がい児	1	1	1	0	㉑児童発達支援	66.0%
					㉒放課後等デイサービス	80.0%
					㉓保育所等訪問支援	-
					㉔障がい児相談支援	174.2%

2 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）について、令和元年度の利用人数の実績は97人となり、計画の113人を下回っていますが、利用時間の実績は1,392時間となり、計画の1,356時間を上回っています。同行援護は、令和元年度で計画の5人に対し、4人の実績となっています。

行動援護、重度障害者等包括支援のサービスの利用は見られませんでした。

図表 4-11 訪問系サービスの第5期計画における計画と実績

事業名	単 位	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護（ホームヘルプ）	利用時間	計画（a）	1,296	1,356	1,416
		実績（b）	1,473	1,392	1,352
		計画比（b/a）	113.7%	102.7%	95.5%
	利用人数	計画（a）	108	113	118
		実績（b）	98	97	100
		計画比（b/a）	90.7%	85.8%	84.7%
重度訪問介護	利用時間	計画（a）	39	39	39
		実績（b）	1	313	0
		計画比（b/a）	2.6%	802.6%	0.0%
	利用人数	計画（a）	2	2	2
		実績（b）	1	1	0
		計画比（b/a）	50.0%	50.0%	0.0%
行動援護	利用時間	計画（a）	8	8	8
		実績（b）	0	0	0
		計画比（b/a）	0.0%	0.0%	0.0%
	利用人数	計画（a）	1	1	1
		実績（b）	0	0	0
		計画比（b/a）	0.0%	0.0%	0.0%
重度障害者等包括支援	利用時間	計画（a）	0	0	0
		実績（b）	0	0	0
		計画比（b/a）	-	-	-
	利用人数	計画（a）	0	0	0
		実績（b）	0	0	0
		計画比（b/a）	-	-	-
同行援護	利用時間	計画（a）	12	15	18
		実績（b）	22	26	18
		計画比（b/a）	183.3%	173.3%	100.0%
	利用人数	計画（a）	4	5	6
		実績（b）	2	4	4
		計画比（b/a）	50.0%	80.0%	66.7%

※各年度とも月平均利用分・令和2年度は見込値

3 日中活動系サービス

生活介護の利用量・利用人数とも、ほぼ計画を達成しています。しかし、自立訓練（機能訓練、生活訓練・日中）の利用人数は、計画の半分となっているほか、利用量も計画を下回っています。

就労関連のサービスでは、就労移行支援の利用量・利用人数とも、計画を下回っています。また、就労継続支援（A型）は、令和元年度に市外での利用がありましたが、それ以外は市内に施設がないため利用はみられませんでした。その一方で、就労継続支援（B型）は、利用量・利用人数ともほぼ計画通りの利用がありました。

また、療養介護と短期入所は、利用量において、ほぼ計画通りの利用がありました。

図表 4-12 日中活動系サービスの第5期計画における計画と実績（1）

事業名	単 位	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人日	計画（a）	3,135	3,230	3,325
		実績（b）	3,012	3,059	3,055
		計画比（b/a）	96.1%	94.7%	91.9%
	人	計画（a）	165	170	175
		実績（b）	159	155	153
		計画比（b/a）	96.4%	91.2%	87.4%
自立訓練（機能訓練）	人日	計画（a）	44	44	44
		実績（b）	18	30	3
		計画比（b/a）	40.9%	68.2%	6.8%
	人	計画（a）	2	2	2
		実績（b）	1	1	1
		計画比（b/a）	50.0%	50.0%	50.0%
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	計画（a）	44	44	44
		実績（b）	11	1	21
		計画比（b/a）	25.0%	2.3%	47.7%
	人	計画（a）	2	2	2
		実績（b）	1	1	1
		計画比（b/a）	50.0%	50.0%	50.0%
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	計画（a）	30	30	30
		実績（b）	0	0	0
		計画比（b/a）	0.0%	0.0%	0.0%
	人	計画（a）	1	1	1
		実績（b）	0	0	0
		計画比（b/a）	0.0%	0.0%	0.0%

※各年度とも月平均利用分・令和2年度は見込値

図表 4-13 日中活動系サービスの第5期計画における計画と実績（2）

事業名	単 位	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	人日	計画（a）	602	672	742
		実績（b）	405	280	254
		計画比（b/a）	67.3%	41.7%	34.2%
	人	計画（a）	43	48	53
		実績（b）	23	18	17
		計画比（b/a）	53.5%	37.5%	32.1%
就労継続支援（A型）	人日	計画（a）	0	0	110
		実績（b）	0	9	0
		計画比（b/a）	-	皆増	0.0%
	人	計画（a）	0	0	5
		実績（b）	0	1	0
		計画比（b/a）	-	皆増	-
就労継続支援（B型）	人日	計画（a）	3,195	3,345	3,495
		実績（b）	3,328	3,385	3,458
		計画比（b/a）	104.2%	101.2%	98.9%
	人	計画（a）	213	223	233
		実績（b）	210	216	219
		計画比（b/a）	98.6%	96.9%	94.0%
就労定着支援	人	計画（a）	3	3	3
		実績（b）	0	0	0
		計画比（b/a）	0.0%	0.0%	0.0%
療養介護	人	計画（a）	12	12	12
		実績（b）	9	9	9
		計画比（b/a）	75.0%	75.0%	75.0%
短期入所	人日	計画（a）	246	276	306
		実績（b）	305	349	263
		計画比（b/a）	124.0%	126.4%	85.9%
	人	計画（a）	41	46	51
		実績（b）	27	28	17
		計画比（b/a）	65.9%	60.9%	33.3%

※各年度とも月平均利用分・令和2年度は見込値

4 居住系サービス

共同生活援助並びに施設入所支援とも、ほぼ見込量で推移しています。一方、自立生活援助の利用はありませんでした。

図表 4-14 居住系サービスの第5期計画における計画と実績

事業名	単 位	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	計画 (a)	40	41	47
		実績 (b)	41	43	41
		計画比 (b/a)	102.5%	104.9%	87.2%
施設入所支援	人	計画 (a)	117	117	117
		実績 (b)	117	119	117
		計画比 (b/a)	100.0%	101.7%	100.0%
自立生活援助	人	計画 (a)	1	1	1
		実績 (b)	0	0	0
		計画比 (b/a)	0.0%	0.0%	0.0%

※各年度とも月平均利用分・令和2年度は見込値

5 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援の利用者は、年々増加しているほか、計画を上回る利用となりました。

一方、地域移行支援並びに地域定着支援のほぼ利用はありませんでした。

図表 4-15 計画相談支援・地域相談支援の第5期計画における計画と実績

事業名	単 位	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人	計画 (a)	100	105	110
		実績 (b)	126	150	167
		計画比 (b/a)	126.0%	142.9%	151.8%
地域移行支援	人	計画 (a)	1	1	1
		実績 (b)	0	0	1
		計画比 (b/a)	0.0%	0.0%	100.0%
地域定着支援	人	計画 (a)	1	1	1
		実績 (b)	0	0	1
		計画比 (b/a)	0.0%	0.0%	100.0%

※各年度とも月平均利用分・令和2年度は見込値

6 障がい児福祉サービス

児童発達支援の利用量・利用人数とも、計画を下回る利用となりました。一方、放課後等デイサービスについては、平成30年度の利用量・利用人数とも計画を超えましたが、令和元年度以降は計画を下回りました。

また、保育所等訪問支援については、対象児童範囲が広い「巡回支援専門員事業」を実施することで対応しています。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援の利用はありませんでした。

障がい児相談支援の利用者数は、各年とも計画を上回る利用となりました。

図表 4-16 障がい児福祉サービスの第5期計画における計画と実績

事業名	単 位	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人日	計画 (a)	96	100	104
		実績 (b)	55	51	50
		計画比 (b/a)	57.3%	51.0%	48.1%
	人	計画 (a)	48	50	52
		実績 (b)	36	33	30
		計画比 (b/a)	75.0%	66.0%	57.7%
医療型児童発達支援	人日	計画 (a)	0	0	0
		実績 (b)	0	0	0
		計画比 (b/a)	-	-	-
	人	計画 (a)	0	0	0
		実績 (b)	0	0	0
		計画比 (b/a)	-	-	-
放課後等デイサービス	人日	計画 (a)	162	270	270
		実績 (b)	210	204	144
		計画比 (b/a)	129.6%	75.6%	53.3%
	人	計画 (a)	12	20	20
		実績 (b)	16	16	12
		計画比 (b/a)	133.3%	80.0%	60.0%
保育所等訪問支援	人日	計画 (a)	0	0	0
		実績 (b)	0	0	0
		計画比 (b/a)	-	-	-
	人	計画 (a)	0	0	0
		実績 (b)	0	0	0
		計画比 (b/a)	-	-	-
居宅訪問型児童発達支援	人日	計画 (a)	0	0	0
		実績 (b)	0	0	0
		計画比 (b/a)	-	-	-
	人	計画 (a)	0	0	0
		実績 (b)	0	0	0
		計画比 (b/a)	-	-	-
障害児相談支援	人	計画 (a)	28	31	31
		実績 (b)	65	54	60
		計画比 (b/a)	232.1%	174.2%	193.5%

※各年度とも月平均利用分・令和2年度は見込値

第3節 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業

地域生活支援事業のうち、理解促進研修・啓発事業は実施済みです。

図表 4-17 理解促進研修・啓発事業の第5期計画における計画と実績

事業名	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

2 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、実施済みです。

図表 4-18 自発的活動支援事業の第5期計画における計画と実績

事業名	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

3 相談支援事業

相談支援事業については、計画を前倒しして実施箇所数を増やしてきました。また、基幹相談支援センターも設置済み（平成29年4月）であるほか、住宅入居等支援事業も実施しています。

図表 4-19 相談支援事業の第5期計画における計画と実績

事業名	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援事業（基本相談）	実施箇所数	計画（a）	3	3	4
		実績（b）	4	4	4
		計画比（b/a）	133.3%	133.3%	100.0%
基幹相談支援センター	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

※相談支援事業について、各年度とも年度末値・令和2年度は見込値

4 成年後見制度利用支援事業等

成年後見制度利用支援事業については、計画どおり、または計画を上回る利用となっています。成年後見制度法人後見支援事業は、実施済みです。

図表 4-20 成年後見制度利用支援事業の第 5 期計画における計画と実績

事業名	単 位	区 分	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見制度利用支援事業	実利用 見込者数	計画 (a)	7	8	9
		実績 (b)	7	12	11
		計画比 (b/a)	100.0%	150.0%	122.2%
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

※年間利用分・令和 2 年度は見込値

5 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業（コミュニケーション支援事業）の派遣見込延人数は計画を上回る利用となっています。

手話通訳者設置事業は、平成 30 年度に 1 人設置しました。手話奉仕員養成研修事業は、平成 30 年度は実施できませんでしたが、令和元年度は、入門編講座を開催し 14 人が講座修了しました。令和 2 年度は、基礎編の一部を実施し 8 人の参加がありました。

図表 4-21 意思疎通支援事業の第 5 期計画における計画と実績

事業名	単 位	区 分	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（コミュニケーション支援事業）	派遣見込延人数	計画 (a)	45	50	55
		実績 (b)	66	66	60
		計画比 (b/a)	146.7%	132.0%	109.1%
手話通訳者設置事業	人	計画 (a)	0	0	1
		実績 (b)	1	1	1
		計画比 (b/a)	皆増	皆増	100.0%
手話奉仕員養成研修事業	実養成講座修了見込み者数 (登録見込み者数)	計画 (a)	5	5	5
		実績 (b)	0	14	8
		計画比 (b/a)	0.0%	280.0%	160.0%

※年間利用分・令和 2 年度は見込値

6 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付事業等の各サービスについては、介護・訓練支援用具で平成30年度に計画どおりの利用がみられたほか、排せつ管理支援用具で令和元年度に計画を上回る利用がみられました。しかし、それ以外は、各サービスともに計画を下回る利用となっています。

図表 4-22 日常生活用具給付等事業の第5期計画における計画と実績

事業名	単 位	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	件	計画 (a)	5	5	5
		実績 (b)	5	0	2
		計画比 (b/a)	100.0%	0.0%	40.0%
自立生活支援用具	件	計画 (a)	10	10	10
		実績 (b)	3	0	2
		計画比 (b/a)	30.0%	0.0%	20.0%
在宅療養等支援用具	件	計画 (a)	30	30	30
		実績 (b)	8	13	10
		計画比 (b/a)	26.7%	43.3%	33.3%
情報・意思疎通支援用具	件	計画 (a)	10	10	10
		実績 (b)	9	7	5
		計画比 (b/a)	90.0%	70.0%	50.0%
排せつ管理支援用具	件	計画 (a)	1,100	1,100	1,100
		実績 (b)	1,081	1,134	1,100
		計画比 (b/a)	98.3%	103.1%	100.0%
住宅改修費	件	計画 (a)	5	5	5
		実績 (b)	0	0	1
		計画比 (b/a)	0.0%	0.0%	20.0%

※年間利用分・令和2年度は見込値

7 移動支援事業

移動支援事業の利用者数は、各年とも計画を上回る利用がありました
が、令和2年度の利用延時間は計画の6割弱となる見込みです。

図表 4-23 移動支援事業の第5期計画における計画と実績

事業名	単 位	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	人	計画 (a)	6	6	6
		実績 (b)	9	10	3
		計画比 (b/a)	150.0%	166.7%	50.0%
	延時間	計画 (a)	85	85	85
		実績 (b)	135	82	50
		計画比 (b/a)	158.8%	96.5%	58.8%

※年間利用分・令和2年度は見込値

8 地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業の状況は、実施箇所数は、一箇所のままで
増設はありませんでした。利用者数は概ね計画どおりの利用となってい
ます。

図表 4-24 地域活動支援センター事業の第5期計画における計画と実績

事業名	単 位	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
基礎的事業	箇所	計画 (a)	1	1	2
		実績 (b)	1	1	1
		計画比 (b/a)	100.0%	100.0%	50.0%
	人	計画 (a)	30	30	40
		実績 (b)	34	38	39
		計画比 (b/a)	113.3%	126.7%	97.5%

※年間利用分・令和2年度は見込値

9 その他事業

訪問入浴サービスの利用者数は、計画を下回りました。

また、日中一時支援事業ならびに生活訓練等の利用者数はやや減少傾向となっています。

巡回支援専門員事業の利用者数は平成30年度267人の利用で計画を下回りましたが、令和元年度は356人と計画を上回る利用がありました。成年後見制度普及啓発事業は実施済みです。

自動車運転免許取得費助成事業の利用はありませんでしたが、自動車改造費等助成事業は、数は少ないものの継続して利用ニーズがあります。生活サポート事業の利用はありませんでした。

図表 4-25 その他事業の第5期計画における計画と実績

事業名	単位	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	人	計画 (a)	5	5	5
		実績 (b)	4	2	2
		計画比 (b/a)	80.0%	40.0%	40.0%
日中一時支援事業	人	計画 (a)	35	38	41
		実績 (b)	40	33	30
		計画比 (b/a)	114.3%	86.8%	73.2%
生活訓練等	人	計画 (a)	75	75	75
		実績 (b)	80	72	72
		計画比 (b/a)	106.7%	96.0%	96.0%
巡回支援専門員事業	人	計画 (a)	300	300	300
		実績 (b)	267	356	360
		計画比 (b/a)	89.0%	118.7%	120.0%
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	計画 (a)	1	1	1
		実績 (b)	0	0	0
		計画比 (b/a)	0.0%	0.0%	0.0%
自動車改造費等助成事業	利用件数	計画 (a)	5	5	5
		実績 (b)	3	4	4
		計画比 (b/a)	60.0%	80.0%	80.0%
生活サポート事業	人	計画 (a)	1	1	1
		実績 (b)	0	0	0
		計画比 (b/a)	0.0%	0.0%	0.0%

※各年度とも月平均利用分・令和2年度は見込値

第5章



優秀賞

「豊かな自然に生きてる動物達」

第5章 第6期佐渡市障がい福祉計画及び 第2期佐渡市障がい児福祉計画の数値目標及び見込量

第1節 数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に従って、目標を定めると以下の図表5-1のとおりとなります。本市においては、施設入所待機者が多くおり、施設入所を望む声があることなどの地域の実情等を踏まえ、地域生活移行に係る施設入所者の削減数は0人とし、地域生活移行者数は1人を目標とします。

■ 国の基本指針 ■

- ◎令和5年度末において、地域生活に移行する者の成果目標を設定。
- ◎令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ◎令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表5-1 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	備考
令和元年度末時点の入所者数 (A)	119 人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	119 人	令和5年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み ($C = A - B$)	0 人	差引減少見込み数
削減率 ($\text{イ} = C / A \times 100$)	0.0 %	
【目標値】地域生活移行者数 (D)	1 人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
地域移行率 ($\text{ア} = D / A \times 100$)	0.8 %	

2 地域生活支援拠点の整備

国の基本指針に従って、既存の施設の機能を活用する面的整備型の地域生活支援拠点を1箇所確保するとともに、その機能の充実を図るため、各年とも年1回の検証及び検討を行なうことを目標とします。

■国の基本指針■

◎令和5年度末までに各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも1つの拠点を確保する。年1回以上運用状況を検証及び検討する。

図表 5-2 地域生活支援拠点の整備目標

項目	数値	
令和5年度末時点の地域生活支援拠点確保	1箇所	
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	令和3年度	1回
	令和4年度	1回
	令和5年度	1回

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針に従って、令和5年度末における福祉施設から一般就労への移行目標人数を15人とします。

■国の基本指針■

◎福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。目標の設定にあたっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 5-3 福祉施設から一般就労への移行目標

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数 (A)	11人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B)	15人	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
目標値 (B/A)	1.4倍	

(2) 就労移行支援事業の移行者数

国の基本指針に従って、本市の実情を踏まえ、令和5年度末における就労移行支援事業の目標移行者数を6人とします。

■国の基本指針■

◎令和5年度末における就労移行支援事業の移行者が、令和元年度末の移行者数の1.3倍以上となることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 5-4 就労移行支援事業の移行者数の目標

項目	数値	備考
令和元年度末の就労移行支援事業移行者数 (A)	4人	令和元年度末において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業移行者数 (B) 目標値 (B/A)	6人 1.5倍	令和5年度末において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、一般就労する者の数

(3) 就労継続支援A型事業による移行者数

本市の実情を踏まえ、令和5年度末における就労継続支援A型事業の目標移行者数は0人としますが、今後、地域自立支援協議会において、資源等について把握し、地域ニーズに沿った対応を協議します。

■国の基本指針■

◎令和5年度末における就労継続支援A型事業による移行者が、令和元年度末の移行者数の1.26倍以上となることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 5-5 就労継続支援A型事業による移行者数の目標

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数 (A)	0人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 (B/A)	0人 0.0倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、一般就労する者の数

(4) 就労継続支援B型事業による移行者数

国の基本指針に従って、本市の実情を踏まえ、令和5年度末における就労継続支援B型事業の目標移行者数を9人とします。

■国の基本指針■

◎令和5年度末における就労継続支援B型事業による移行者が、令和元年度末の移行者数の1.23倍以上となることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 5-6 就労継続支援B型事業による移行者数の目標

項目	数値	備考
令和元年度の一般就労移行者数 (A)	7人	令和元年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 (B/A)	9人 1.3倍	令和5年度において福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、一般就労する者の数

(5) 就労定着支援事業の利用者数

本市の実情を踏まえ、令和5年度末における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の目標利用者数は0人としますが、今後、地域自立支援協議会において、資源等について把握し、地域ニーズに沿った対応を協議します。

■国の基本指針■

◎令和5年度末における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表 5-7 就労定着支援事業の利用者数の目標

項目	数値	備考
令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 (A)	15人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
【目標値】 (A)のうち、就労定着支援事業利用者数 (B) 目標値 (B/A)	0人 0.0%	令和5年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数

(6) 就労定着支援利用による職場定着率

本市の実情を踏まえ、令和5年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の目標事業所数は0箇所としますが、今後、地域自立支援協議会において、資源等について把握し、地域ニーズに沿った整備内容を検討します。

■ 国の基本指針 ■

◎令和5年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。

※「就労定着率」：過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

図表 5-8 就労定着支援利用による職場定着率の目標

項目	数 値	備 考
令和5年度の就労定着支援事業所の数 (A)	0 箇所	令和元年度における就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度末の就労定着率 8割以上の事業所の数 (B) 目標値 (B/A)	0 箇所 0.0 %	令和5年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の数

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児支援の提供体制

数値目標は、いずれも0箇所としていますが、今後、地域自立支援協議会において、資源等について把握し、地域ニーズに沿った整備内容を検討します。

■国の基本指針■

- ◎令和5年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。
- ・児童発達支援センター：少なくとも1箇所以上
 - ・保育所等訪問支援：利用できる体制を各市町村で構築
 - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1箇所以上確保

図表 5-9 障がい児支援の提供体制の目標

項目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置	0 箇所	各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
保育所等訪問支援の提供体制	0 箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	0 箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する。

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

地域自立支援協議会を中心に市、保健所、病院、特別支援学校、障がい児入所施設、相談支援事業所等による協議を進め、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置を目指します。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

■国の基本指針■

◎令和5年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表 5-10 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等の目標

項目	整備の有無
令和5年度末時点での協議の場	有
令和5年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

5 相談支援体制の充実・強化等

地域自立支援協議会を中心に市、保健所、病院、相談支援事業所等による協議を進め、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確立していくことを目指します。

■国の基本指針■

◎令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

図表 5-11 相談支援体制の充実・強化等の目標

項目	整備の有無
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化を実施する体制の有無	有

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等に係る各種研修へ職員が参加することで、得た知識を基に、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、サービス事業者との情報共有を図るなど、障がい福祉サービス等の質を向上させる体制の構築を目指します。

■ 国の基本指針 ■

◎令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

図表 5-12 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築目標

項目	有無	数値（人数あるいは実施回数）
令和5年度末時点での障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用の有無と職員の参加人数	有	年1回 2人/回
令和5年度末時点での障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無と実施回数	有	年1回

第2節 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量

1 訪問系サービス

(1) サービスの内容

居宅生活を支援する訪問系サービスには、「介護給付」として実施される居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。各サービス内容は次のとおりです。

事業名	内容等
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴、排せつ、食事及び通院の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的障がい若しくは、精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時の介護を行います。
同行援護	視覚障がいのある人で、移動に著しい困難を有する人に対し、外出及び移動時における必要な視覚的情報の支援、移動、排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がい等により、自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 実施に対する考え方

訪問系サービスの見込量については、平成30年度から令和2年度の実績を基に推計しました。居宅介護と同行援護は利用者の増加が見られるため、サービス量の増加を見込みました。

(3) サービス見込量

居宅介護については、精神科病院の入院者や在宅での生活を送る障がい者またはその介護者の高齢化等による利用者の増加が見込まれるため、毎年5人程度の新規利用者を想定し、令和5年度で115人、1,610時間の利用を見込みます。

重度訪問介護、行動援護については、利用対象者がわずかなことから、重度訪問介護は2人、行動援護は1人の利用を見込みます。また、重度障害者等包括支援については、現時点で利用実績がないため見込みません。

同行援護は、利用者が微増していることから毎年1人ずつ増加を見込み、令和5年度で7人、49時間の利用を見込みます。

図表 5-13 訪問系サービスの見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	1,470	1,540	1,610
	人	105	110	115
重度訪問介護	時間	16	16	16
	人	2	2	2
同行援護	時間	35	42	49
	人	5	6	7
行動援護	時間	8	8	8
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

※各年度とも月平均利用分

(4) 見込量確保のための方策

訪問系のサービスについては、施設入所者等の地域生活への移行を促進する上でも不可欠なサービスであることから、障がい程度や障がいのある人の状況に応じて適切なサービスが提供できるよう、事業所の積極的な参入を促し、サービス提供体制の充実を図ります。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの内容

日中活動を支援する日中活動系サービスには、「介護給付」として実施される生活介護、療養介護、短期入所と、「訓練等給付」として実施される自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援があります。

事業名	内容等
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体機能、生活能力の維持や向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持や向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能であり利用開始時に65歳未満である人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業名	内容等
就労継続支援（B型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人等であって、就労の機会等を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	週の所定労働時間が 20 時間かつ契約期間が 1 月以上の雇用契約により一般就労した障がい者を対象に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、訪問、来所等により、事業所や家族との連絡調整等の支援を行い、職場に定着できるよう支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

（２）実施に対する考え方

日中活動系サービスの見込量についても、平成 30 年度から令和 2 年度の実績を基に推計しました。

（３）サービス見込量

生活介護は微増を見込み、令和 5 年度で利用人数を 168 人、利用日数を 3,360 人日見込みます。

自立訓練の機能訓練及び生活訓練については、令和 5 年度で利用人数をそれぞれ 2 人ずつと見込みます。

就労関係のサービスでは、就労移行支援は令和 5 年度で 23 人を目標とし、就労継続支援 B 型は 224 人を見込みます。これまで未実施であった就労継続支援 A 型については、令和 5 年度に 5 人の利用を目指します。

就労定着支援については、令和5年度で利用人数3人を見込みます。
療養介護は、令和5年度で利用人数12人を見込みます。
短期入所は増加を見込み、令和5年度で利用人数31人を見込みます。

図表 5-14 日中活動系サービスの見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	3,160	3,260	3,360
	人	158	163	168
自立訓練（機能訓練）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	0	0	0
	人	0	0	0
就労移行支援	人日	304	336	368
	人	19	21	23
就労継続支援（A型）	人日	0	0	110
	人	0	0	5
就労継続支援（B型）	人日	3,210	3,285	3,360
	人	214	219	224
就労定着支援	人	3	3	3
療養介護	人	12	12	12
短期入所（福祉型）	人日	377	390	403
	人	29	30	31
短期入所（医療型）	人日	0	0	0
	人	0	0	0

※各年度とも月平均利用分

（４）見込量確保のための方策

日中活動系のサービスについては、障がい者等の地域生活への移行を促進するとともに、地域の中で安定して暮らしていけるよう今後とも障がい程度や障がいのある人の状況に応じて、適切なサービスが提供できるよう、事業所や福祉、保健、医療機関との連携により、サービス提供体制の充実を図ります。また、就労面での受け入れ先となる各企業、事業所等についても積極的な協力を要請し、見込量の確保を目指します。

特に、就労継続支援A型については市内に施設がないため、令和5年度までに市内での施設整備を目標として関係事業所との調整を進めます。

3 居住系サービス

(1) サービスの内容

現在、住まいの場となる居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援及び自立生活援助があります。各サービス内容は次のとおりです。

事業名	内容等
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用して いた者等を対象として、定期的な巡回訪 問や随時の対応により、円滑な地域生活 に向けた相談や助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居での相 談や入浴、排せつ、食事の介護等、日常生 活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、 排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 実施に対する考え方

居住系サービスの見込量については、障がい者等の地域における生活の場を確保するために、共同生活援助の増設を想定して見込量を設定しています。

(3) サービス見込量

自立生活援助は実情を踏まえ、ゼロを見込みます。

共同生活援助は施設の新規整備を図り、令和5年度に53人の利用を見込みます。

施設入所支援は、地域移行及び自然減少と新規利用者を見込み119人の利用者を見込みます。

図表 5-15 居住系サービスの見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	47	47	53
施設入所支援	人	119	119	119

※各年度とも月平均利用分

(4) 見込量確保のための方策

居住系サービスでは、共同生活援助を行うグループホームを令和5年度までに増設を目指します。

自立した生活支援の実施に向けて、市内関係機関との連携を図りながら検討を進めます。

4 相談支援

(1) サービスの内容

相談支援には計画相談支援、地域移行支援と地域定着支援のサービスがあります。各支援内容は以下のとおりです。

事業名	内容等
計画相談支援	障がい福祉サービス支給決定等に係る「サービス等利用計画」を作成します。また、定期的に、計画が適切であるか利用状況を検証し、見直しを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設、精神科病院、矯正施設等からの退所者または児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において、単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(2) 実施に対する考え方

計画相談支援の見込量については、障がい福祉サービスを利用するすべての方にサービス等利用計画が作成されることを前提に、新規計画作成や相談支援の頻度等を勘案し、計画相談支援の利用人数を見込んでいます。また、地域移行支援や地域定着支援は、支援実績からサービス量を見込んでいます。

(3) サービス見込量

計画相談支援については、令和5年度で182人の利用を見込み、地域移行支援及び地域定着支援はそれぞれ1人を見込みます。

図表 5-16 相談支援の見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	173	178	182
地域相談支援 (地域移行支援)	人	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人	1	1	1

※各年度とも月平均利用分

(4) 見込量確保のための方策

すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるよう相談支援専門員の連携を強化し、資質向上を図ります。また、地域相談体制の整備、充実を図ります。

第3節 地域生活支援事業に関する各サービスの見込量

1 必須事業サービス

(1) サービスの内容

必須事業に関する各種サービスの内容は以下のとおりです。

事業名	内容等
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去に向け、地域住民の障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発の取り組みを通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において共生社会の実現を図るため、自発的に行う各種活動を支援する事業です。
相談支援事業（基本相談）	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的とした機関です。
住宅入居等支援事業	賃貸住宅への入居に当たって、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。

事業名	内容等
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の市長申立に要する経費及び市長申立後の後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人 後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。 本市では、社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会成年後見センターで事業を実施しています。

(2) 実施に対する考え方

障がいのある人が、障がい福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように多様な支援を実施します。

(3) サービス見込量

理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援は、今後とも引き続き事業を実施します。

相談支援事業（基本相談）は、4箇所で開催されており、継続して実施します。基幹相談支援センターは平成29年度に設置済みです。

住宅入居等支援事業についても、既に実施されており、継続して実施します。

成年後見制度利用支援事業は継続して実施し、令和5年度には8人の利用を見込みます。

成年後見制度法人後見支援事業は、佐渡市社会福祉協議会成年後見センターにより平成29年から事業を実施しています。今後とも事業の実施を継続していきます。

(4) 見込量確保のための方策

相談支援事業については、より利用しやすい窓口となるようサービスの向上に努め、また、障がい福祉サービスの利用援助や関係機関との連携が適切に行われるよう相談支援体制の整備を図ります。

また、地域自立支援協議会において、地域課題を共有し、課題解決へ向け、検討することにより、相談支援との連携による支援体制を強化し、相談支援の質の向上に努めます。

図表 5-17 必須事業サービスの見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業	実施見込み 箇所数	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人	8	8	8
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

2 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業

(1) サービスの内容

意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業及び手話奉仕員養成研修事業の内容は次のとおりです。

事業名	内容等
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣等を行います。
手話通訳者設置事業	市役所に聴覚障がいのある人等が来庁した際に、各種届出等の手続きの円滑化や相談のため、コミュニケーション支援を行う手話通訳者を設置します。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

(2) 実施に対する考え方

障がいのある人が、障がい福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように多様な支援を実施します。

(3) サービス見込量

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、令和5年度までに55人の利用見込延件数を見込みます。

手話通訳者設置事業は平成30年度から実施しています。今後とも事業の実施を継続していきます。

手話奉仕員養成研修事業は実績を勘案し、各年とも14～15人の講習修了者を見込みます。

図表 5-18 意思疎通支援事業の見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用見込み件数	45	50	55
手話通訳者設置事業	設置見込み者数	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了 見込み者数 (登録見込み者数)	14	15	15

(4) 見込量確保のための方策

利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

3 日中生活用具給付等事業

(1) サービスの内容

障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るために、6種の用具を給付します。内容は次のとおりです。

事業名	内容等
介護・訓練支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障がい者向けの介護、訓練にかかる用具を支給するものです。
自立生活支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障がい者向けの入浴補助用具や歩行支援用具などを支給するものです。
在宅療養等支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、透析液加温器、ネブライザーなどの在宅療養等支援用具を支給するものです。
情報・意思疎通支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、通信支援用具、点字ディスプレイなどの情報、意思疎通支援用具を支給するものです。

事業名	内容等
排せつ管理支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、ストマ用装具、収尿器などの排せつ管理支援用具を支給するものです。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、住宅改修にかかる費用を支給するものです。

(2) 実施に対する考え方

日常生活用具給付等事業の実施にあたっては、近年の利用実績を考慮し、事業量を見込んでいます。

(3) サービス見込量

日常生活用具給付等事業の目標値を現在の利用状況から求めた数値で見込みます。各年度には、介護・訓練支援用具を1件、自立生活支援用具を2件、在宅療養等支援用具を8件、情報・意思疎通支援用具を5件、排せつ管理支援用具を1,100件、住宅改修は1件をそれぞれ見込みます。

(4) 見込量確保のための方策

障がいの種類や程度に応じて適切な用具等が支給できるように努めます。

図表 5-19 日中生活用具給付等事業の見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	1	1	1
自立生活支援用具	給付等見込み件数	2	2	2
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	5	5	5
排泄管理支援用具	給付等見込み件数	1,100	1,100	1,100
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み件数	1	1	1

4 移動支援事業

(1) サービスの内容

屋外での移動が困難な人について支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出です。

事業名	内容等
移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出です。

(2) 実施に対する考え方

移動支援事業の実施にあたっては、近年の利用実績を考慮し、事業量を見込んでいます。

(3) サービス見込量

各年で実利用者数を8人、利用時間は80時間を見込みます。

図表 5-20 移動支援事業の見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用見込み者数	8	8	8
	延べ利用見込み時間数	80	80	80

(4) 見込量確保のための方策

利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

5 地域活動支援センター

(1) サービスの内容

地域活動支援センターの事業内容は次のとおりです。

事業名	内容等
地域活動支援センター	地域活動支援センターでは、障がいのある人等に対し、通所により創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供等を行います。

(2) 実施に対する考え方

地域活動支援センターは市内の1か所以上で実施します。

(3) サービス見込量

サービスは既存の市内1箇所で実施し、令和5年度で実施見込み箇所数は2箇所、利用者数は60人を見込みます。なお、市外分は本市が離島のため見込みません。

図表 5-21 地域活動支援センター事業の見込量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター (市内分)	実施見込み箇所数	1	1	2
	実利用見込み人数	42	45	60
地域活動支援センター (市外分)	実施見込み箇所数	0	0	0
	実利用見込み人数	0	0	0

(4) 見込量確保のための方策

障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

また、利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

6 その他の事業

(1) サービスの内容

その他の地域生活支援事業の事業内容は次のとおりです。

事業名	内容等
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅で入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。
生活訓練等	精神障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練や指導等を行う事業です。
巡回支援専門員事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育園等の子どもやその親が集まる施設等への巡回相談支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等の支援を行う事業です。
成年後見制度 普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進することにより、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とする事業です。
自動車運転免許 取得費助成事業	自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費等助成事業	自動車改造に要する費用の一部を助成します。
生活サポート事業	障害支援区分認定が非該当で、家事等の支援が必要な人に障がい福祉サービスの提供を行います。

(2) 実施に対する考え方

その他の事業の見込量は、近年の実績等から算出しています。

(3) サービス見込量

その他の事業の目標値を現在の利用状況から求めた数値で見込みます。日中一時支援事業は、放課後等デイサービスへの移行を視野に入れ、35人を見込みます。成年後見制度普及啓発事業は、今後とも引き続き事業を実施します。また、訪問入浴サービス事業を5人、生活訓練等事業を75人、巡回支援専門員事業を300人、自動車運転免許取得費助成事業を1件、自動車改造費等助成事業を5件、生活サポート事業は1件をそれぞれ見込みます。

図表 5-22 その他の事業の見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人	5	5	5
日中一時支援事業	人	35	35	35
生活訓練等	人	75	75	75
巡回支援専門員事業	人	300	300	300
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	1	1	1
自動車改造費等助成事業	利用件数	5	5	5
生活サポート事業	人	1	1	1

(4) 見込量確保のための方策

障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

また、利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

7 発達障がい者に対する支援

(1) サービス見込量

発達障がい者に対する支援事業については、これまでの実績を勘案し、以下のように見込みます。

図表 5-23 発達障がい者に対する支援事業の見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	40	42	44
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0

8 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) サービス見込量

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業については、これまでの実績を勘案し、以下のように見込みます。

図表 5-24 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業の見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	22	22	22
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人	17	17	20
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0

第4節 障がい児福祉サービスに関する各サービスの見込量

1 障がい児福祉サービス

(1) サービスの内容

障がい児福祉計画を策定するにあたり、国から示されている事業は次のとおりです。

事業名	内容等
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	児童発達支援の支援内容に併せて、治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対して、授業の終了後または学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が、市内の保育園等を定期的に訪問することで、障がいのある子や保育園等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあるために、障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、訪問により自宅で発達支援を行う事業です。
障害児相談支援	障がい児通所支援等利用に係る「障害児支援利用計画」を作成します。また、計画が適切であるかモニタリング期間ごとに利用状況を検証し、見直しを行います。
福祉型障害児入所支援	障がいのある児童を入所させ、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与のために福祉サービスを行います。

事業名	内容等
医療型障害児入所支援	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与のために福祉サービスとともに治療などの医療サービスを行います。

(2) 実施に対する考え方

実施済みの児童発達支援や放課後デイサービス、障害児相談支援については、近年の実績等から見込んでいます。

(3) サービス見込量

児童発達支援については、令和5年度に50人の利用を見込みます。医療型、居宅訪問型児童発達支援の今期の計画はありませんが、ニーズに対しては児童発達支援で対応するとともに、ニーズ調査等を基に医療型、居宅訪問型のサービス提供体制確保に向けて検討を続けます。

放課後等デイサービスについては、令和5年度に28人、378人日の利用を見込みます。また、障害児相談支援事業については、令和5年度に75人の利用を見込みます。

図表 5-25 障がい児福祉サービスの見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	80	90	100
	人	40	45	50
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	270	324	378
	人	20	24	28
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	65	70	75

※各年度とも月平均利用分

(4) 見込量確保のための方策

福祉のほか医療、保健の関係者や保育園等、学校との連携により必要なサービスを提供できるよう体制の整備に努めます。

2 医療的ケア児等コーディネーターの配置

(1) サービスの内容

国から示されている事業は次のとおりです。

事業名	内容等
医療的ケア児等 コーディネーターの配置	人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために、医療を要する状態にある障がい児や重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい児等を医療的ケア児として、地域で安心して暮らしていけるよう、関連分野の支援を調整し、医療的ケア児等に対する支援が適切に行えるコーディネーターの配置を促進するものです。

(2) 実施に対する考え方

医療的ケアを必要とする障がい児を支援するため、医療的ケア児等コーディネーターの配置を目指します。

(3) サービス見込量

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は、令和5年度に1人の配置を目指します。

図表 5-26 医療的ケア児等コーディネーターの配置の見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

(4) 見込量確保のための方策

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置のために、地域自立支援協議会、社会福祉協議会、病院、関係福祉事業所等の関係機関との連携により、配置を目指します。

第5節 総括表

1 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表 5-27 障がい福祉サービスの見込量

事業名		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	時間	1,470	1,540	1,610	
		人	105	110	115	
	重度訪問介護	時間	16	16	16	
		人	2	2	2	
	同行援護	時間	35	42	49	
		人	5	6	7	
	行動援護	時間	8	8	8	
		人	1	1	1	
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	
		人	0	0	0	
	日中活動系サービス	生活介護	人日	3,160	3,260	3,360
			人	158	163	168
自立訓練（機能訓練）		人日	44	44	44	
		人	2	2	2	
自立訓練（生活訓練・日中）		人日	44	44	44	
		人	2	2	2	
自立訓練（生活訓練・夜間）		人日	0	0	0	
		人	0	0	0	
就労移行支援		人日	304	336	368	
		人	19	21	23	
就労継続支援（A型）		人日	0	0	110	
		人	0	0	5	
就労継続支援（B型）		人日	3,210	3,285	3,360	
		人	214	219	224	
就労定着支援		人	3	3	3	
療養介護		人	12	12	12	
短期入所（福祉型）		人日	377	390	403	
		人	29	30	31	
短期入所（医療型）		人日	0	0	0	
		人	0	0	0	
サービス系	自立生活援助	人	0	0	0	
	共同生活援助（グループホーム）	人	47	47	53	
	施設入所支援	人	119	119	119	
計画相談支援	計画相談支援	人	173	178	182	
	地域相談支援（地域移行支援）	人	1	1	1	
	地域相談支援（地域定着支援）	人	1	1	1	

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業の計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表 5-28 地域生活支援事業の見込量

事業名		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
必須事業サービス	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	
	自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	
	相談支援事業	実施見込み箇所数	4	4	4	
		基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
		基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	
	成年後見制度利用支援事業	人	8	8	8	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有		
意思疎通支援事業等	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用見込み件数	45	50	55	
	手話通訳者設置事業	設置見込み者数	1	1	1	
	手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	14	15	15	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	1	1	1	
	自立生活支援用具	給付等見込み件数	2	2	2	
	在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	8	8	8	
	情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	5	5	5	
	排泄管理支援用具	給付等見込み件数	1,100	1,100	1,100	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み件数	1	1	1	
移動支援事業		実利用見込み者数	8	8	8	
		延べ利用見込み時間数	80	80	80	
地域活動支援	地域活動支援センター (市内分)	実施見込み箇所数	1	1	2	
		実利用見込み人数	42	45	60	
	地域活動支援センター (市外分)	実施見込み箇所数	0	0	0	
		実利用見込み人数	0	0	0	

3 その他の事業

その他の事業の計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表 5-29 その他の事業の見込量

事業名		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
その他の事業	訪問入浴サービス事業	人	5	5	5
	日中一時支援事業	人	35	35	35
	生活訓練等	人	75	75	75
	巡回支援専門員事業	人	300	300	300
	成年後見制度 普及啓発事業	実施の有無	有	有	有
	自動車運転免許 取得費助成事業	利用件数	1	1	1
	自動車改造費等助成事業	利用件数	5	5	5
	生活サポート事業	人	1	1	1

4 発達障がい者に対する支援等

発達障がい者に対する支援等の計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表 5-30 発達障がい者に対する支援等の見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	40	42	44
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0

5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表 5-31 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業の見込量

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	22	22	22
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人	17	17	20
精神障がい者の自立生活援助	人	0	0	0

6 障がい児福祉サービス

障がい児福祉サービスの計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表 5-32 障がい児福祉サービスの見込量

事業名		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障がい児支援	児童発達支援	人日	80	90	100	
		人	40	45	50	
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	
		人	0	0	0	
	放課後等デイサービス	人日	270	324	378	
		人	20	24	28	
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0	
		人	0	0	0	
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	
		人	0	0	0	
	障害児相談支援	人	65	70	75	
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		人	0	0	1

第 6 章



優秀賞
「私の好きな物」

第6章 障がい者・障がい児福祉サービスの提供体制の確保

第1節 障がい者福祉サービスの提供体制の確保

1 障がい者のサービス選択の自由の確保

障がい者サービスの提供にあたっては、障がい者本人及び家族の利用意向を尊重し、そのニーズ量に沿ったサービスの提供に努めます。

2 合理的配慮に関する啓発

障がい者の自立を促進し、地域社会の中で健常者とともに支え合い生活できるように地域活動への参加を促進するためにも、市職員だけでなく、障がい福祉事業所や福祉団体等の職員についても、障がい者への合理的配慮がなされるよう、研修機会の充実や啓発活動などに努めます。

3 生活の場となるサービス

(1) 住まいの確保

障がいのある人の地域における生活の場を確保していくため、グループホームや宿泊型自立訓練等の整備を促進するため、事業所等と協議、検討していきます。

また、民間のアパート等についても、障がい者の入居についての理解を求めていくとともに、段差の解消など障がいに合わせた設備の改善等を支援します。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者が安心して地域で暮らしていけるように地域生活支援拠点等の更なる充実を図り、相談支援体制の強化や緊急時の受入対応体制等の確保に努めます。

(3) 関係機関との連携

自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援など、障がい者が地域生活へ移行、定着していくための支援を強化するため、病院、入所施設、グループホームのほか、社会福祉協議会、介護保険事業者等関係機関との協力関係を強化します。

（４）地域移行の体験機会の整備

施設入所者や精神科病院入院患者の地域移行を支援する際に、本人が地域での生活を体験できるよう体験機会の整備に努めます。

（５）訪問系サービスの充実

訪問系サービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう体制の充実を図るため、関係サービス事業所への働きかけや人材の確保を支援します。

（６）アウトリーチ支援の推進

受療中断者や自らの意思では受診が困難な障がい者に対し、日常生活を送るために支障や危機的状況が生じないための細やかな訪問を行うために、精神科医、保健師、看護師等の保健医療スタッフと精神保健福祉士等の福祉スタッフの連携機能の強化を図ります。

４ 就労支援

（１）関係事業所等との連携

障がい者のニーズに合わせた質の高いサービスを提供できるよう、障がい福祉サービス事業者と連携するとともに、サービス事業所相互の連絡調整機能の強化を図ります。

また、県や保健所等の関係施設及び機関との連携を強化し、障がい福祉、保健事業の機能強化を図ります。

（２）障がい者の就労支援

障がい者の就労を支援するため、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の強化を図ります。今後、特に就労継続支援A型の充実を図るため、事業所と連携するとともに、就労定着支援の実施に向けてサービス事業所と企業を結ぶ人材の確保、育成を進めます。

また、障がい者の持つ能力を発揮できるように、様々な分野や多様な就労形態の就労の場の開拓に努めます。

（３）職場定着に向けた支援の充実

就労支援事業所、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター及びジョブコーチとの連携強化を図り、より充実した職場定着のための支援を実施します。

(4) 企業に対する障がい理解の推進

障がいや障がい者の理解に向けた啓発や障がい者雇用に関する各種優遇制度などの周知を図るとともに、他業種の参入を促進し、就労移行事業所の増加を図ります。さらに障がい者の職場実習先を開拓し、企業の障がい者雇用の推進を図ります。

5 生涯学習の充実

市民に対しても、障がい者のことをよく理解し、合理的配慮をもって接することができるよう生涯学習の場を通じた研修機会を充実します。また、手話など障がい者を支援する人材の育成にも努めます。

6 障がい者福祉の担い手の確保

障がい者福祉に従事するNPO等の参入を促進するほか、市民のボランティア活動への参加を促し、福祉の担い手の確保に努めます。

第2節 障がい児福祉サービスの提供体制の確保

1 一貫した支援体制の充実

乳幼児健診や育児教室などで成長や発達などに気がかりのある子どもに対し、早期の養育や療育支援を行っていきます。

2 発達障がい児への対応

(1) 早期の対応

障がい児等特別な支援が必要な子どもについても、子どもの「発達が少し気になる」段階からの相談や継続的に支援を受けることができる体制の充実を図ります。

(2) 障がい児及び発達障がいの疑いのある家庭への支援

子どもの障がいがかかると感じる家庭や障がい児を抱える家庭に対し、障がい児に関わる医療及び福祉サービスについて、積極的に広報活動を進めるとともに、障がい児を抱える家庭同士の交流や、障がい児、障がい者団体との交流を促します。

(3) 児童発達支援の整備

児童発達支援などにより保育園等、放課後児童クラブなどと連携した支援体制を整備していきます。

(4) 発達障がい等の理解を深めるための取組

子どもの発達、発育に関する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会を通じて、市民への理解、啓発に努めます。

3 相談体制の充実

市の窓口だけでなく、乳幼児健診の場や保育園等、学校において相談ができるよう、関係施設との連携を図り、訪問による相談体制の強化を図ります。

4 専門的スタッフの確保・育成

乳幼児、児童に関わる障がい福祉、教育、医療等の関係者、関係機関の連携を図り、発達障がいや行動障がい等に対応できる専門的スタッフの確保、育成のほか医療的ケア児等支援者の育成に努めます。

5 障がいのある児童の余暇の充実

放課後等デイサービスや同行援護などにより、障がいのある子どもの社会参加や余暇の充実を図っていきます。また、障がい児が文化活動やスポーツ活動に参加できるよう、指導者の積極的な誘致や活動への参加促進に努めます。

6 福祉型障害児入所施設との連携

障害児入所支援は新潟県が実施主体であるものの、各相談支援事業所等と情報交換しながら、障がい児に対する支援の充実を図っていきます。

第3節 計画の進行管理

1 庁内の体制の強化

障がい福祉計画等実施に関わる関係各課との連携により、計画の円滑な実施を図ります。また、職員に対し、障がい者に対する合理的配慮についての理解を深めてもらうための研修を行います。

2 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、市内のサービス事業所、入所施設、障がい者団体、教育機関、障がい者を雇用する企業等、行政機関などにより構成されています。

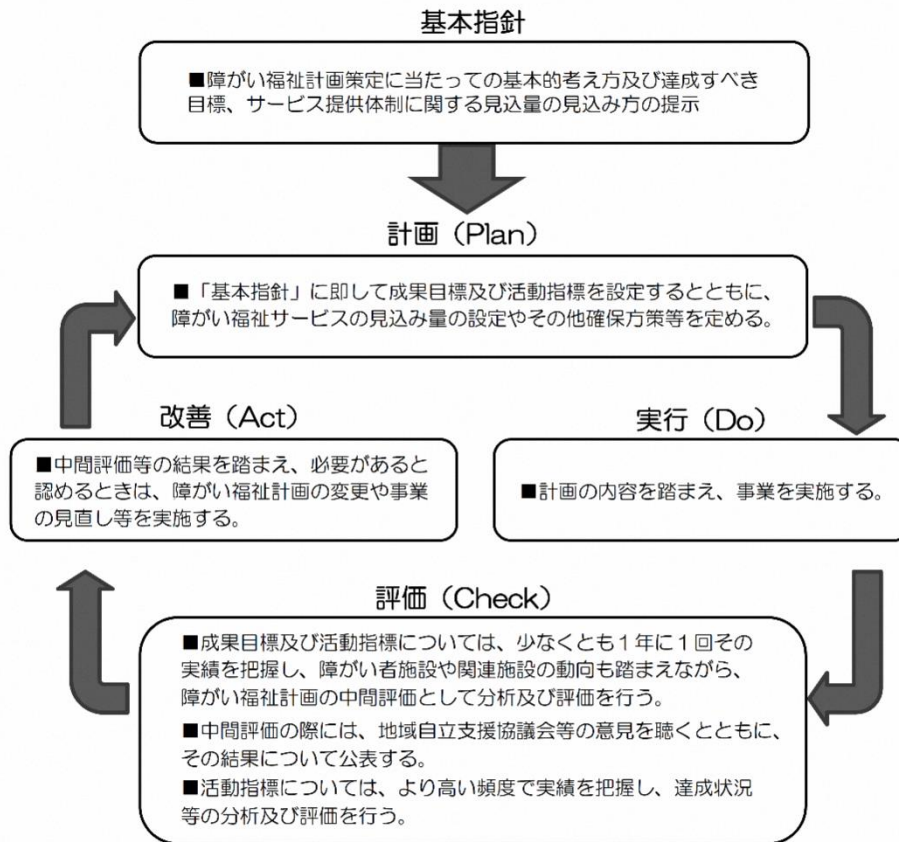
地域自立支援協議会において本計画の進捗状況等を報告し、計画の総合的な推進を図ります。

また、地域でのネットワークを構築し、障がい者及びその家族の状況の把握やサービスに対するニーズの把握に努めます。

3 PDCAサイクルの実施

毎年の各種サービスの利用状況や施策の推進状況等について、各年の成果目標、サービス見込量（活動指標）の達成状況などを把握、点検し、地域自立支援協議会において、PDCAサイクルを活用した分析、中間評価を行い、必要により計画の変更、事業の見直し等を行います。

図表 6-1 障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



資料編



優秀賞
「冬の景色」

資料 1 佐渡市地域自立支援協議会開催要綱

平成26年4月1日

告示第108号

改正 平成28年3月24日告示第69号

平成29年3月31日告示第142号

佐渡市地域自立支援協議会設置要綱（平成20年佐渡市告示第49号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、佐渡市に住所を有する障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、地域で安心して生活できるよう支援し、自立と参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、佐渡市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関して必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 障害者等のニーズ、各種サービスの充足状況及び問題点の把握に関すること。
- (2) 援助が困難な事例に対応するため、必要とされる関係機関とのサービスの調整及びネットワークの構築に関すること。
- (3) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の評価に関すること。
- (4) 地域の障害福祉に係る社会資源の開発又は改善に関すること。
- (5) 佐渡市障がい者計画並びに佐渡市障がい福祉計画の作成及び具体化に関すること。
- (6) 専門分野別関係者への提言に関すること。

- (7) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の福祉のため必要な事項
(平28告示69・一部改正)

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、おおむね20人程度協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(座長)

第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 市長は、特定の事項に関して協議を行うため、協議会の専門部会を開催することができる。

- 2 専門部会の参加者は、市長が必要と認める者とする。

(開催期間)

第7条 協議会の開催期間は、おおむね3年間を目途とする。

(開催通知)

第8条 市長は、協議会の開催日時、開催場所、協議案件その他重要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第9条 協議会の参加者及び関係者は、この協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会が終了した後も、同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平29告示142・旧第11条繰上)

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日告示第69号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第142号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

資料 2 佐渡市地域自立支援協議会構成機関

佐渡市地域自立支援協議会 分会					
総合企画部会 (構成機関：佐渡市、各専門部会代表機関、佐渡地域振興局健康福祉課境部)					
知的・身体障がい部会	就労支援部会	精神障がい部会	権利擁護部会	ひきこもり支援部会	療育支援部会
岩の平園	佐渡市身体障がい者福祉協議会	真野みずほ病院	県弁護士会	NPO法人エコひびき佐渡	佐渡総合病院
第二岩の平園	佐渡市手をつなぐ育成会	さわやか	岩の平園	アントレプレナー・アフタースクール	杉っこクラブ
愛らんど畑野	佐渡地域精神障害者家族連合会	相川岩百合	第二岩の平園	佐渡地区高等学校長会	自閉症を考える親の会(リトルマーチ)
愛らんど新郷	こもれび	サウスクラブ	はまなすの家	佐渡地域振興局健康福祉課境部	佐渡ことば・こころの教室
愛らんど相川	まつはらの家	佐渡地域精神障害者家族連合会	こもれび	佐渡市教育委員会	新潟県立佐渡特別支援学校
こもれび	あんずの家	老介護とき	さど	両津支所福祉保健係	佐渡市教育委員会
まつはらの家	はまなすの家	ふれあい福祉会	愛らんど	相川支所福祉保健係	新潟県中央福祉相談センター
あんずの家	さわやか	佐渡市社会福祉協議会(居宅介護)	そらうみ	羽茂支所福祉保健係	佐渡地域振興局健康福祉課境部
チャレンジド立野	愛らんど相川	佐渡市地域包括支援センター	佐渡市社会福祉協議会 (日常生活自立支援事業)	佐渡市社会福祉協議会	子ども若者相談センター
はまなすの家	愛らんど畑野	さど	佐渡市社会福祉協議会 成年後見センター	佐渡市社会福祉協議会	新潟県新星学園
そよかぜ	愛らんど新郷	こもれび	佐渡地域振興局健康福祉課境部	秋桜の会佐渡支部	佐渡市市民生活課健康推進室
佐渡市身体障がい者福祉協議会	愛らんど	そらうみ	佐渡市社会福祉課	子ども若者相談センター	愛らんど
佐渡市手をつなぐ育成会	相川岩百合	はまなすの家		佐渡市社会福祉課	愛らんど
佐渡市社会福祉協議会	チャレンジド立野	愛らんど			そらうみ
障がい者相談員	サウスクラブ	佐渡地域振興局健康福祉課境部			佐渡市小学校長会
自閉症を考える親の会(リトルマーチ)	そらうみ	佐渡市社会福祉課			佐渡市中学校長会
そらうみ	佐渡総合病院	佐渡市高齢福祉課			佐渡市社会福祉課
愛らんど	真野みずほ病院	佐渡市市民生活課健康推進室			
新潟県立佐渡特別支援学校	新潟県新星学園	両津支所福祉保健係			
新潟県中央福祉相談センター	佐渡公共職業安定所	相川支所福祉保健係			
佐渡市社会福祉課	佐渡市社会福祉協議会	羽茂支所福祉保健係			
障がい者就業・生活支援センターあてび	障がい者就業・生活支援センターあてび	障がい者就業・生活支援センターあてび			
新潟県新星学園	新潟県立佐渡特別支援学校	サービス利用者			
佐渡地域振興局健康福祉課境部	新潟県立佐渡特別支援学校PTA				
	新潟県中央福祉相談センター				
	佐渡市社会福祉課				
	佐渡地域振興局健康福祉課境部				

は代表機関等になります。

※各専門部会参加構成機関は、課題等により追加依頼する場合があります。

資料 3 佐渡市地域自立支援協議会参加者名簿

No	所 属 等	職 名	氏 名	備 考
1	佐渡総合病院	副 院 長	岡崎 実	
2	真野みずほ病院	事 務 長	阿部 一也	
3	社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会	事務局長	細木 寅雄	
4	社会福祉法人佐渡福祉会	理 事 長	弾正 佼一	
5	社会福祉法人しあわせ福祉会	常務理事	山田 秀夫	
6	社会福祉法人とき福祉会	理 事 長	末武 正義	
7	社会福祉法人佐渡国仲福祉会	理 事 長	本間 攻	
8	新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部	部 長	儀同 政宏	
9	佐渡市教育委員会	教 育 長	渡邊 尚人	
10	佐渡市手をつなぐ育成会	会 長	佐藤 美恵子	
11	佐渡地域精神障害者家族連合会	会 長	山本 紀美代	座 長
12	佐渡市民生委員児童委員協議会	理 事	白井 榮一	
13	佐渡連合商工会	副 会 長	村川 一嘉	
14	佐渡市身体障がい者福祉協議会	会 長	山城 一雄	
15	佐渡公共職業安定所	所 長	刀根 雅人	
16	新潟県立佐渡特別支援学校	校 長	齋藤 千賀子	
17	佐渡市障がい者相談員	代 表	信田 恵子	

資料 4 表紙・中扉イラスト募集に応募された作品紹介

第6期佐渡市障がい福祉計画・第2期佐渡市障がい児福祉計画を策定するにあたり、同計画の表紙・中扉に掲載するイラストを募集し、19点の作品を応募いただきました。

最優秀賞



「北沢浮遊選鉱場」

優秀賞



「朱鷺が舞う芸能の島」



「親子と楽しむたらい舟」

優秀賞



「ともだち」



「冬の景色」



「ブリザード」

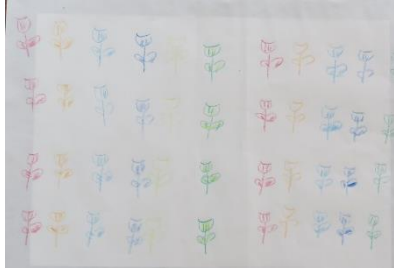


「豊かな自然に生きてる動物達」



「私の好きな物」

その他応募作品



「花」



「桜」



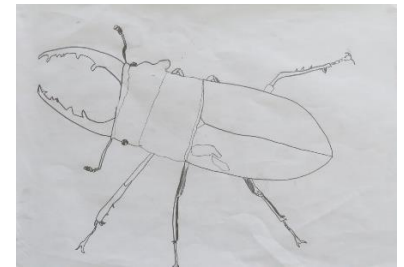
「雪景色」



「フライングディスク」



「夢の世界」



「くわがた」



「景色のいい夏祭り」



「たのしいあそびば」



「まるまるとんとん」



「クリスマスの夜」



「さくらでんしゃ」

資料 5 佐渡市障がい（児）福祉計画策定の経緯

年月日	内 容
令和2年6月26日	第1回佐渡市地域自立支援協議会 (1) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に係るアンケート調査票（案）について
令和2年7月	障がい者（児）福祉に関するアンケート調査実施 (1) 調査対象者 本市で福祉サービスを利用している障がい者と障がい児 (2) 母数 障がい者：528人 障がい児：121人 (3) 調査方法 郵送法
令和2年8月26日	第2回佐渡市地域自立支援協議会 (1) 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画数値目標達成状況評価の報告 (2) アンケート集計結果速報について (3) 各専門部会の作業状況について
令和2年12月23日	第3回佐渡市地域自立支援協議会 (1) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の素案検討について (2) パブリックコメントの実施について
令和3年1月19日 ～令和3年2月19日	意見公募（パブリックコメント）の実施 (1) 閲覧場所 社会福祉課（市役所本庁舎）、各支所、各行政サービスセンター、各連絡所、各図書館（室）、各地区教育事務所の窓口及び市ホームページ (2) 応募方法 閲覧場所窓口への直接提出、FAX、郵送、市ホームページ応募専用フォームへの送信
令和3年2月25日	第4回佐渡市地域自立支援協議会 (1) 計画における意見公募（パブリックコメント）における意見の概要と市の考え方について
令和3年3月	県の意見聴取回答・計画の承認

第6期佐渡市障がい福祉計画
第2期佐渡市障がい児福祉計画

発 行	令和3年3月
企画・編集	新潟県 佐渡市 社会福祉課 新潟県佐渡市千種232番地
TEL	(0259) 63-5113
FAX	(0259) 63-5121
H P	https://www.city.sado.niigata.jp/